

令和３年第１回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第１日目)

令和３年３月９日（火曜日）

午前９時３０分開会

- 第１ 会議録署名議員の指名（４名）
- 第２ 会期の決定
- 第３ 行政報告
- 第４ 議案第２２号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第５ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第６ 議案第２３号 専決処分の承認を求めることについて
- 第７ 議案第２４号 専決処分の承認を求めることについて
- 第８ 議案第２１号 訓子府消防庁舎建設工事請負契約の締結について
- 第９ 議案第１号 令和２年度訓子府町一般会計補正予算（第１０号）について
- 第１０ 議案第２号 令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
- 第１１ 議案第３号 令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
- 第１２ 議案第４号 令和２年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
- 第１３ 議案第５号 令和２年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について
- 第１４ 議案第６号 令和２年度訓子府町水道事業会計補正予算（第２号）について
- 第１５ 町政執行方針、教育行政執行方針

○出席議員（１０名）

１番 須 河 徹 君
 ３番 工 藤 弘 喜 君
 ５番 河 端 芳 恵 君
 ７番 山 田 日出夫 君
 ９番 仁 木 義 人 君

２番 泉 愉 美 君
 ４番 谷 口 武 彦 君
 ６番 西 森 信 夫 君
 ８番 余 湖 龍 三 君
 １０番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福祉保健課業務監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	八 鉦 光 邦 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	原 口 周 司 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和3年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から本日午後欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒および一般質問の持ち時間を50分に短縮するなど、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

また、新年度予算議案等、提案理由の説明が長時間にわたる説明員につきましては、提案理由の説明中に自席で水を飲むことを許したいと思いますので、議員、説明員のご理解をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております議案につきましては、議案が24件、諮問が1件、その他、議長からの報告が3件であります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、泉愉美君、3番、工藤弘喜君、4番、谷口武彦君、5番、河端芳恵君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国内でのワクチン接種が始まりました。

本町において、ワクチン供給が明確化されない中でありますが、ワクチンが供給され次第、速やかに接種できる体制を整え、先日の広報にも記載しましたが、この難局を町民の方と一緒に乗り越えていくため、新型コロナウイルス感染症にかかる支援措置など皆さんの声に応えられるよう努めてまいりたいと考えております。

本来はワクチン接種に関する行政報告も検討しておりましたが、多くの議員から一般質問をいただいておりますので、その中で現段階での到達点を回答させていただきたいと思っております。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思っております。

はじめに、人事案件でございます。

オホーツク町村公平委員会委員の選任と人権擁護委員の推薦につきまして、意見を求めるものでございます。

次に、各会計の予算補正でございます。

一般会計の補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う、事業の中止・縮小のほか、事務事業の実績、あるいは精算による増減と新型コロナウイルスワクチン接種事業などの追加となります。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の国庫支出金の計上、個人町民税、固定資産税、普通交付税、ふるさと思いやり寄付金の追加のほか、各種交付金、事業確定に伴う道支出金、基金繰入金、町債の減額。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、学校施設環境改善交付金を活用した給食センターの調理室のエアコン設置の計上、寄付額が増額したふるさと思いやり寄付推進事業の追加のほか、将来の公債費負担に備えた減債基金への積立金など各種基金積立金を追加し、事業中止、縮小などによる整理予算を減額し、歳入歳出それぞれ、290万3千円を追加提案させていただいております。

また、事業費を令和3年度に繰り越して使用するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業、光ファイバ網整備事業のほか、強い農業づくり交付金事業、給食センターエアコン設置事業などの繰越明許費の補正を提案させていただいております。

また、一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症関係で急を要するため、12月24日に冬季生活応援事業給付金を、1月21日には新型コロナウイルスワクチン接種の事前準備について、専決処分をしましたので報告させていただいております。

次に、特別会計および事業会計についてであります。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険税の増額、基金繰入金の減額のほか、保険給付費の減額により歳入、歳出それぞれ862万2千円の減額を提案させていただいております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療保険料の増額および一般会計繰入金の減額のほか広域連合納付金の増額などにより歳入、歳出それぞれ311万円の増額を提案させていただいております。

介護保険特別会計につきましては、低所得者保険料軽減分の増額。

介護保険料および事業費確定見込みに伴う歳入の減、保険給付費の居宅介護サービス給付費の増額、施設介護サービス給付費の減額など介護サービス諸費総額の減額のほか、各事業の見込額で減額し、歳入、歳出それぞれ626万円の減額を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、農業集落排水事業費の農業集落排水施設更新工事の執行残、個別排水処理施設整備事業費の執行残のほか、農業集落排水事業費、個別排水処理施設整備事業費の整理などにより歳入、歳出それぞれ1,869万4千円の減額を提案させていただいております。

水道事業会計につきましては、予算第3条に定めた収益的支出では、維持管理費などの執行残、人事異動に伴う給料等を合わせた2,013万4千円の減額、予算第4条で定めた資本的収入では、建設改良費の執行残にあわせた企業債、補償金を1,891万2千円の減額。

資本的支出では、道道北見置戸線支障物件移設事業が道路本体が進捗しなかったことにより全額減額とそのほか建設改良費の執行残と、合わせて2,012万7千円の減額を提案させていただいております。

次に、令和3年度の各会計予算についてです。

一般会計と四つの特別会計および下水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、厳しい財政状況の中で町民生活の実態を正しく捉え、将来につながる財政運営を継続するために「第6次総合計画の将来像を目指し、財政健全化を念頭に、財源確保見通しに基づく予算規模とすることに重点を置いた予算」となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例の制定などがございます。

訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定。

投票管理者等の報酬の額を改定する特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1種会計年度任用職員及び第2種会計年度任用職員の期末手当の割合を改正する第1種会計年度任用職員の給料に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

林地台帳の閲覧、情報提供に関する手数料を定める訓子府町手数料徴収条例の一部改正。

第8期介護保険計画に定める介護保険料などを改正する訓子府町介護保険条例の一部改

正。

森林法に基づく火入れ許可の条件を緩和する訓子府町火入れに関する条例の一部改正。

道路構造令の改正による引用条番号を改正する訓子府町道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正。

防災会議の構成員に陸上自衛隊美幌駐屯地の自衛官を加える訓子府町防災会議条例の一部改正。

6本の条例改正と1本の条例の制定を提案させていただいております。

次に、訓子府消防庁舎建設工事の請負契約の締結について議決を求める提案をさせていただきます。

以上、議案22件、諮問1件の詳細につきましては、人事案件を除きまして、副町長または各担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、第1回定例町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配布させていただいております行政報告を申し上げます。

まず、1点目に消防費指定寄付金がございましたので、ご報告申し上げます。

去る2月19日、高園にお住まいの元町会議長でありました大坪勝廣さまから、消防庁舎建設に役立てていただきたいと100万円のご寄付がございました。

大坪さまにおかれましては、平成19年の議会勇退後は、地域の老人クラブはもとより、若がえり学級の役員としても活発に活動されております。ご自身もいつ救急車のお世話になるかわからないなどの声も聞かされました。いくつになられても変わらぬ町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを願う強い思いから、このたびのご寄付に至ったとのことであります。

ご寄付を賜りました大坪さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、ご寄付につきましては、消防庁舎建設に活用させていただくため、社会資本整備基金に積み立てることとさせていただきます。

2点目、土地の寄付につきまして、ご報告申し上げます。

消防庁舎建設予定地につきましては、ふるさと銀河線廃線跡地として、市街地域内に唯一残された広大な一段の町有地でもあり、私も政策用地として位置付け、さまざまな検討を重ねてまいりました。昨年、消防庁舎移転新築の建設財源につきましては、常呂川洪水浸水地域からの移転や令和2年度内の建設着手などの制約はあるものの、起債制度の拡充が図られ、町有地に隣接する地権者であるきたみらい農協さまと協議し、土地譲渡の快諾を得られたところであります。その後、建設建築物であります営農センターの移設など、曲折はありましたが、昨年12月14日にきたみらい農協、大坪広則代表理事組合長さまから3筆、6,467.51㎡、1,956.4坪の土地について、町民の安全と安心を確保するため、消防庁舎建設用地として寄付の申し出がございました。きたみらい農協、組合員の皆さまのご厚意に心から感謝申し上げますとともに、消防庁舎建設用地として、ふるさと銀河線跡地3,802.87㎡と寄付いただいた敷地3,749.41㎡を合わせて7,552.28㎡、2,284.6坪を有効に活用し、町民の生命と財産を守る拠点として整備に努めてまいります。

また、平成12年6月の銀河農園開設以来、無償で貸付いただいた敷地、2,663.17㎡と銀河公園敷地としての54.93㎡につきましても、合わせて寄付いただきまし

たので、今後、銀河農園、銀河公園として有効に活用し、良好な維持管理運営に努めてまいります。

次に、3点目に、第5次訓子府町行政改革大綱の策定について、ご報告申し上げます。

第5次訓子府町行政改革大綱につきまして、昨年2月以降、訓子府町行政改革推進委員会において、ご審議いただき、その答申に基づき、本年2月に策定したものであります。

大綱の内容につきましては、別冊にて配布をさせていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、第4次の大綱における課題でもありました人口減少や住民ニーズの多様化などの社会的な課題がさらに深刻化していることに加え、ICTの急速な進展や新型コロナウイルス感染症に代表されるような、生活様式の大きな変化など、今後、本町を取り巻く著しい社会情勢の変化に対応するため、あらためて行政のあり方を見直し、新たな視点を加えながら、効率的な行政運営を行っていくため、この大綱の基本目標として、新たな時代に対応できる将来にわたる持続可能な行財政運営の確立を掲げ取り組んでいくこととしています。

この大綱の改革期間は令和3年度から令和9年度までの7年間としており、今後、具体的な推進計画を立て、取り組んでいくこととなりますが、住民福祉向上と行政サービスの確保に十分配慮しながら、関係機関、団体ならびに住民各位のご理解をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

4点目に、このたび、本町にあります障害者総合支援法に基づくグループホームもりの風を運営する特定非営利活動法人シトレインと認知症対応型グループホームはるるを運営する株式会社ハンループの代表者が昨日の3月8日に変更されましたので、ご報告申し上げます。

これまで経営に関わっていた三木理事長が体調不良と高齢を理由に事業所の譲渡先を探しておりましたが、札幌市を拠点に障害者サービス事業所を展開する株式会社ヒューマンとの契約が整い、経営を引き継がれることになり、2社の代表者が変更されました。新代表者は札幌に居住の大野仁宏さんで経営母体の株式会社ヒューマンは札幌市東区にあり、就労継続支援A型事業所1か所、南区ではグループホーム1か所、そのほかに石狩市で児童発達支援放課後等デイサービス4か所の事業所を運営し、3歳から就労までを継続して関わる事業を展開しています。

先日、私もお会いしましたが、年齢は45歳で、障害者支援事業に強い情熱と意欲をお持ちの方とお見受けしたところでございます。

大野代表取締役は、NPO法人シトレインと株式会社ハンループの北見市や網走にあるすべての事業所を引き継がれると聞いております。会社名や事業所名、理事、職員については、これまでどおり継承されます。

また、もりの風には、新たに6月から障害サービスの専門職を配置するとも聞いております。

三木理事長におかれましては、顧問に就任し、これまでの運営方針が変わることなく継続されることを伺っております。

本町の障がい福祉計画や介護保険事業計画の遂行において、欠かすことのできない貴重な事業所であると考えておりますので、利用者が戸惑うことのないように事業継承がスム

ーズに進むこと。今後ますますの事業所の発展を願っております。

以上、本町にあります社会福祉施設事業所の代表変更について、ご報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ただいま、4件の行政報告がありましたが、1件目の指定寄付金に関わる案件を除き、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人に2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

◎議案第22号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第4、議案第22号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書108ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書の108ページをお開きいただきたいと思います。

人事案件でございますので、私から説明をいたします。

議案第22号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてであります。

オホーツク町村公平委員会委員、田村昌文さんは、令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項およびオホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）、第3条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記以下をご覧ください。

新たに選任する委員について記載しておりますが、選任する委員は、訓子府町東幸町48番地にお住まいの佐藤明美氏でございます。

佐藤氏は、皆さまも広くご存じかと思いますが、簡単に略歴を紹介させていただきます。

昭和30年3月18日生れで現在65歳、昭和48年訓子府町に奉職され、社会教育課長、総務課長などを務められ、平成23年5月から令和元年5月8日まで2期8年、本町の副町長を務められました。

これまでの経歴はもちろんでございますけれども、地方自治の本旨および民主的で能率的な事務処理に理解があり、人事行政にも識見を有する佐藤氏は、まさに公平委員にふさわしく、選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

以上、議案第22号についてご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎諮問第1号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書119ページです。

町長。

○町長(菊池一春君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人事案件でありますので、私から説明を申し上げます。

既に議案書に名前を記載しているように、町内旭町在住の生出成子さんを人権擁護委員として推薦申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の皆さまの意見をいただくもので、本町では人権擁護委員として2名が委嘱されておりますが、そのうち、お一人の加藤洋子さんが令和3年6月30日をもって任期が満了することから、後任の委員につきまして、意見をお願いするものであります。

生出成子さんにつきましては、議員の皆さまはご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、ここで簡単に経歴を紹介させていただきます。

生出成子さんは、昭和28年5月生まれの67歳であります。岐阜県の成徳学園女子短期大学を卒業後、昭和51年4月に訓子府町役場に採用され、平成26年3月に退職するまで訓子府保育園、訓子府幼稚園の保育士教諭として、子どもたちの目線を大切に魅力ある先生としてご活躍されました。また職場では、長い間、管理職として勤務され、若い先生の指導や平成28年に開園したこども園では現場リーダーとして豊富な知識と経験を生かし、施設運営の企画立案に関してご尽力をいただきました。人権擁護委員としましては、はじめてではございますが、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上

に必要な法律上の知識および技術の習得に努め、積極的態度をもって、その職務を遂行していただけるものと思っております。

なお、任期につきましては3年間でございます。

以上、生出成子さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより諮問第1号の採決を行います。

本案は原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（須河 徹君） 日程第6、議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書109ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の109ページをお開きください。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

今回の予算の専決処分については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、住民税非課税世帯等に対して、暖房費等の冬季の生活を応援するための給付金を交付するため専決処分したものです。

それでは、次のページ、専決処分書により、専決処分を行った令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,063万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ56億8,465万4千円とするものです。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容につき

ましては、112ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは112ページの上の表の歳入、19款、繰越金、1項、1目、繰越金では、この専決処分の補正にあたり前年度の繰越金1,063万6千円を財源とするものです。

次に、その下の表の歳出になります。

2款、1項、8目、企画費の事業区分、新型コロナウイルス対策事業の役務費の通信運搬費では、対象者700世帯に対する制度通知と申請にかかる郵送料13万6千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、非課税世帯等の対象者700世帯に対して一世帯1万5千円を給付することから1,050万円の計上となるものです。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。申請状況を教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 申請状況をお知らせします。令和3年1月5日から受け付け開始しまして、令和3年2月26日までを期間としております。申請の件数ですけれども572世帯、金額にしまして858万円の給付となっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 当初、700人を想定してましたが、申請されたのが572世帯、この差というんですか、そういう制度あるけど申請しなかったというのか、その制度を把握しないでとか、どのような状況で当初の見積もりより少なくなったということでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 予算上では700世帯ということで計上させていただいてますけれども、全員協議会の方でもお知らせさせていただいているんですけれども、まず非課税世帯が607世帯でした。残りの差分なんですけれども、それについては、これ令和2年度の住民税課税世帯ということで、令和2年度の課税ということ、令和2年の1月1日現在に訓子府町にいる方ということで、それ以降に転入した方については、本町で住民税課税されておきませんので、課税状況がわからないことになります。課税状況を前の市町村とかに確認しなきゃならないんですけれども、その状況がわからないために、これぐらいいるだろうということでの計上で700件としておりました。その607件の課税の中には申請前に転出したりとか、これ申請時点の状況ということになりますので、申請前に亡くなられた方もいらっしゃいますし、ただ、そういう状況じゃなくて、単純に申請されていない世帯もあるかとは思いますが、ただ、広報で2回お知らせしてるのと、対象者の方については、1回目まず案内出して、2月の締め切りの1週間か2週間ぐらい前だと思うんですけれども、もう1回、来られてない方については申請されてませんとご案内差

し上げていることになります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２３号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第２４号

○議長（須河 徹君） 日程第７、議案第２４号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書１１３ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の１１３ページをお開きください。

議案第２４号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

今回の予算の専決処分については、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため専決処分したものです。

それでは、次のページの専決処分書により専決処分を行った令和２年度訓子府町一般会計補正予算（第９号）の内容を説明いたします。

まず、第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３５万４千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ５６億８，７００万８千円とするものです。

第２項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第１表のとおりですが、これについてはご覧いただくこととし、内容については、１１６ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第２条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について定めており、その説明をさせていただきます。

それでは、第２表 繰越明許費について説明をいたします。

この内容につきましては、１１８ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたい

と思います。

4款、1項、2目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、今回のワクチン接種事業に係る補正予算の一部12万7千円を令和3年度に繰り越すものでございます。

それでは、116ページに戻っていただきまして、上の表の歳入です。

14款、2項、3目、衛生費国庫補助金では、今回の新型コロナウイルスワクチン接種実施にかかる国の補助で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金235万4千円を計上するものです。

次に、その下の表の歳出になります。

4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の報酬では、接種券発送事務にかかる会計年度任用職員7万7千円を計上。

需用費では、紙、プリンタトナーなどの事務用品の消耗品費として7万9千円を計上。

役務費では、65歳以上の対象者1,900人分の接種券の発送用郵送料として16万円を計上。

委託料では、ワクチン接種状況等を管理、把握するため現在使用している予防接種台帳のシステムを改修するため、システム改修業務10万7千4千円の計上、接種券の作成・印刷・折り込みにかかる接種券作成業務として74万円の計上、接種事務にかかる専用電話回線を設けるため、電話回線等増設業務22万4千円を計上し、合わせまして203万8千円の計上でございます。

次のページの給与費明細書につきましては、今回の会計年度任用職員の補正に伴うものでございますのでご覧ください。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、一つ、二つ、ちょっと質問したいんですが、116ページの歳出に関わって、説明欄の中に委託料として203万8千円出ておりますけれども、そのうちの接種券等作成業務74万、それとこの次の電話回線等増設業務に関わって22万4千円と出ていますけれども、一つ目は接種券の作成業務をどこに委託をして、やっていくのかなということをお伺いしたいと思います。

それともう一つが、電話回線の関係なんですけど、この業務に当たるのは、この回線増設業務ですから、増設するんだと思うんですが、この担当といいますか、人の問題なんですけど、これはどういうふうなかたちで行っていく考えなのか、ちょっとお聞きしたいという、この二つです。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ただいま、コロナワクチン接種事業で委託料の部分で接種券等作成業務をどこに委託するのか、あと電話回線等の増設工事で、その回線した電話の担当はどこかというご質問でございました。

まず、接種券業務の作成業務につきましては、こちら健康カルテというシステムを導入

しているんですけれども、そちらは町民の健診情報ですとか、子どもの接種状況、あと妊産婦の情報等を管理しているシステムですけども、こちらの方のシステムを活用して接種券等を出力する仕組みを構築させていただきます。それに伴いまして、そちら健康カルテを導入しております帯広市の株式会社ズコーシャさん、そちらの方に封入作業と、あと接種券の出力等を委託させていただく予定でございます。

そして、２点目の電話回線の担当の関係でございますけども、福祉保健課の方に回線を１回線増設させていただきます。それで、一応、その電話は健康増進係の方に設置はしますけども、福祉保健課全員が取れるような仕組みで、一応、接種対策班を設けていますので、そちらで一応、担当させていただくことになってございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

３番、工藤弘喜君。

○３番（工藤弘喜君） 電話の関係なんですけど、これ電話増設することになれば、当然、電話番号も違ってくるんで、代表で受けて、何かこう、こっちの方で受けた方で整理するのか、個別の電話番号、ここにしてくださいとかたちで広報して直接町民からここに、この電話にもらうことになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 個別の電話番号を設けて、これは後日広報等で町民の方に周知をさせていただきたいと思います。ワクチン接種に関しては、こちらの番号になりますということと、あと、それとですね、一応、接種券等の予約等業務についてなんですけども、こちら今回の３月の補正で提案させていただいておりますけども、そちらは予約の申し込み等は業者さんの方に委託する予定でございます。そちらの方でコールセンターとかたちもやっておりますので、そちらの方も後日ははっきりした段階で町民の方の方に周知させていただきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第２４号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第 21 号

○議長（須河 徹君） 日程第 8、議案第 21 号 訓子府消防庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書 107 ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第 21 号の提案説明を申し上げます。議案書 107 ページをお開きください。

議案第 21 号 訓子府消防庁舎 建設工事 請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 31 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、訓子府消防庁舎建設工事であります。

契約の相手方につきましては、五つの特定建設工事共同企業体による指名競争入札の結果、北成・久島・丸建特定建設工事共同企業体、代表者、北成建設株式会社、代表取締役久島和俊氏であります。

契約金額につきましては、7 億 7 千万円でございます。

なお、予定価格は、7 億 7, 704 万円でございます。

工事の概要は、訓子府消防庁舎本体工事につきましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、延床面積 1, 204.23 ㎡であります。

外構整備一式につきましては、駐車場、緑地等の整備となっており、整備面積が 6, 306 ㎡で、本体工事完成後の令和 4 年度の施工となります。

工期につきましては、令和 4 年 8 月 31 日としております。

なお、外構を除く本体工事につきましては、令和 4 年 3 月 22 日を完成期日としております。

以上、議案第 21 号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1 人 3 回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

5 番、河端芳恵君。

○5 番（河端芳恵君） 5 番、河端です。先日、入札執行結果ということで文書いただきましたが、1 回で入札ならず、2 回目に至ったという、その経過はどういうかたちだったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、入札の経過ということでご質問いただきました。

これは、我々の執行者側の部分ではございませんので、たまたま 5 共同企業体が予定価格を超える札を入れられたというところでございますので、結果として、1 回目で落札はしなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第 21 号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号

○議長（須河 徹君） この際、日程第 9、議案第 1 号、日程第 10、議案第 2 号、日程第 11、議案第 3 号、日程第 12、議案第 4 号、日程第 13、議案第 5 号、日程第 14、議案第 6 号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 1 号 令和 2 年度訓子府町一般会計補正予算（第 10 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 令和 2 年度訓子府町一般会計補正予算（第 10 号）の説明を申し上げます。

まず、第 1 条では、歳入歳出それぞれ 290 万 3 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 56 億 8,991 万 1 千円とするものでございます。

第 2 項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2 ページ、3 ページの第 1 表のとおりであります。これについてはご覧いただくこととし、この後、5 ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

第 2 条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第 3 条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第 2 表および第 3 表により説明をさせていただきます。

それでは、4 ページの第 2 表、繰越明許費について説明をいたします。

この内容については、51 ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

9 款、1 項、4 目の消防庁舎等建設事業は、昨年 12 月に議決済みのものでございます。

今回の補正は、2 款、1 項、8 目、企画費の光ファイバ網整備事業、2 款、3 項、1 目、戸籍住民登録費の戸籍住民登録事業、4 款、1 項、2 目、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、6 款、1 項、3 目、農業振興費の強い農業づくり事業交付金事業、同じ

く、3目、農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業、10款、6項、3目、給食センター費、給食センター維持管理事業の6事業の合計3億9,931万3千円を令和3年度に繰り越すものです。

それぞれの事業の財源内訳、繰越理由等につきましては記載のとおりとなっております。

4ページに戻っていただきまして、下の表、第3表、地方債の補正では、それぞれ事業の確定により起債額が変更となった8事業で、左側は補正前、右側は補正後の借入限度額となっております、ご覧のとおりとなっております。

それぞれの事業における地方債の増減額については、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由等を説明をさせていただきます。

ここで、52ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思います。

右端の下から3行目にありますように、令和2年度末の現在高見込額は49億1,129万4千円となっております。

5ページに戻っていただきたいと思います。

続いて、5ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績、あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算になりますので、追加となる主な事業および特別な要因のあるもののみ説明させていただきたいと思います。

なお、特に今回の減額補正のうち、報償費、旅費、需用費および負担金、補助及び交付金の補正の理由の多くはですね、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等を理由とした会議や事業等の中止による執行見込額の確定となっております。

また、歳入につきましては、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることがわかるもの、あるいは単なる執行残見合いによるものにつきましては、説明を省略させていただきますので、予めご了承くださいと思います。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきますので、17ページの歳出の事項別明細書をお開きください。

1款、議会費、1項、1目、議会費の事業区分、議会運営費の旅費では62万7千円の減、負担金、補助及び交付金も執行見込額の確定に伴う19万5千円の減。

事業区分、事務局費の旅費28万8千円の減、負担金、補助及び交付金についても同様に執行見込額確定に伴い21万5千円の減です。

その下の2款、総務費、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業の報酬では、特別職報酬等審議会の未開催、情報公開・個人情報保護審査会は回数の減、会計年度任用職員は雇用がなかったことから、合わせて35万9千円の減。

旅費の131万5千円の減、交際費30万円の減、負担金、補助及び交付金の22万9千円の減は、それぞれ執行見込額確定に伴うものです。

次のページの、各課共通事務管理事業の使用料及び賃借料では、執行見込額の確定により48万5千円の減。

その下の事業区分、交流事業の旅費では、津野町産業まつりの中止による交換留学生の派遣町職員の旅費の未執行ならびに津野町派遣研修職員の帰省が少なかったことから55万6千円の減。

負担金、補助及び交付金では、津野町交流事業推進協議会の事業で農産物の配布や交流留学生の派遣などが中止になったことにより８８万円の減。

その下の事業区分、職員管理研修事業の報償費では、職員向けの健康講演会を他の講演会と合同で実施したことから高ストレス者を対象とした医師面談指導の希望者がいなかったことから、講師謝礼２０万２千円の減。

旅費では、自治大学校などにおける研修の取り止めなどに伴い執行見込額の確定に伴い１５８万１千円の減、委託料では、職員健康診断業務で体調等の理由で診断項目を減らした受診者がいたため１９万５千円の減、職員研修業務で集合研修を２回から１回に減らしたことから２９万７千円の減で、合わせまして４９万２千円の減です。

負担金、補助及び交付金も、研修取り止めなどに伴い４４万４千円の減。

その下の事業区分、各種基金積立金では、実績に伴う補正および後年度の財源不足に備えるための積み立てで、財政調整基金は５，１２８万９千円の追加。

減債基金では、後年度の過疎債・辺地債の公債費償還に充てるための積み立てで１億３，８０２万６千円の追加。

次のページにまたがりませんが、ふるさとおもいやり寄付金は寄付金額の増額が見込まれることから７３７万８千円の追加。

社会資本整備基金では、利子確定と寄付が１件あったことから４９万３千円の追加。

地域活性化基金積立金、鉄道跡地整備等基金積立金、森林環境譲与税基金積立金は、それぞれ利子確定によるもので、以上を合わせまして１億９，７１７万４千円の追加。

次に、４目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の役務費では、再造林時の実測により、森林保険加入面積の確定に伴い１１万９千円の減。

その下の事業区分、町有林整備事業（単独）の委託料の造林業務では、皆伐事業費の生産素材材積が当初見込みを下回ったことから、執行残の８８６万５千円の減。

次に６目、住民活動費の事業区分、広報広聴事業の報酬では、執行見込額確定により１８万８千円の減。

その下の事業区分、住民活動促進事業の負担金、補助及び交付金は、町内会長研修の中止や長寿会館の利用が少なかったことで光熱水費が減少したことなどにより３０万２千円の減。

次に７目、住民安全対策費の事業区分、危機管理対策事業の備品購入費では、自動体外除細動器購入の執行残１３万２千円の減。

その下の事業区分、交通安全対策事業の旅費では、出張費用弁償、その他費用弁償、合わせまして５３万円の減。

負担金、補助及び交付金では１２万３千円の減で執行見込額の確定によるものでございます。

その下の事業区分、防犯対策事業の委託料では、防犯カメラ設置・調整等業務の執行額確定によりまして２３万９千円の減。

その下の企画費の事業区分、地方交通対策事業の負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持事業費補助金では、バスの購入におきまして当初見込んでいなかった北海道からの補助が採択になったことに伴いまして、これら沿線の自治体の負担額が減ったことで６６万４千円の減、バス通学定期運賃補助金では、高校休校に伴い定期券の購入が減っ

たことから249万円の減。

事業区分、まちづくり推進事業の報酬では、行政改革推進委員会の回数の減、まちづくり推進会議委員の欠席者がいたことなどにより33万8千円の減。

負担金、補助及び交付金では、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金で4本の事業の内、1事業の応募がなかったため50万円の減。

次のページにまたがりますが、事業区分、ふるさとおもいやり寄付推進事業では、当初見込んでいた寄付を上回る見込みであることから、報償費、役務費、手数料、合わせまして410万7千円を追加。

その下の事業区分、地域振興事業の旅費につきましては執行見込額の確定により17万3千円の減。

負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金の申請件数が当初見込みより少なかったことから89万円の減。

その下の事業区分、特別定額給付金事業は事業費の確定に伴う執行残で320万円の減。

その下の新型コロナウイルス対策事業の需用費では、消耗品費で避難所備蓄整備事業における執行見込額の確定によりまして13万8千円の減。

役務費の通信運搬費では、元気なまちづくり商品券の簡易書留郵送代の執行残59万1千円の減。

委託料では、商品券取扱業務で元気なまちづくり商品券の取り扱いにかかる執行額の確定によりまして47万3千円の減。

備品購入費では、施設用備品で小中学校エアコン整備事業として、感染症拡大、熱中症予防を目的とした各小学校および中学校のエアコン整備・天井扇整備および感染症拡大防止のため公民館備品整備事業としてパーテーション、会議テーブル、オンライン用機器の執行額の確定によりまして63万7千円の減、事務用備品では、避難所備蓄事業として非接触体温測定カメラ整備の執行額の確定で42万8千円の減。

負担金、補助及び交付金では、経営継続支援事業補助金で対象事業者見込みが少なかったため1,240万円の減。

新型コロナウイルス対策経営支援金では、飲食業および宿泊業者支援に対する支援金で対象事業者19件、1件当たり30万円の見込みに対して実績が17件であり執行見込額の確定により60万円の減。

その下の2款、1項、10目、開町100周年・町制施行70年記念事業費の事業区分、開町100周年・町制施行70年記念事業の需用費では、式典の規模の縮小等の結果による消耗品費、印刷製本費の減で、合わせまして130万6千円の減です。

次のページ、2款、3項、1目、戸籍住民登録費の事業区分、戸籍住民登録事業の負担金、補助及び交付金では、地方公共団体情報システム機構が取り扱う関連事務費が増えたことから個人番号カード交付事業費交付金に119万1千円を追加。

その下の表の2款、5項、1目、統計調査総務費の事業区分、国勢調査事業の報酬では執行額の確定によりまして、指導員・調査員の国の基準、報酬単価の減、会計年度任用職員の雇用日数の減によりまして32万6千円の減。

次のページの2款、6項、1目、監査委員費の事業区分、監査委員運営費の旅費では執行見込額の確定により、出張費用弁償の全額、普通旅費の一部、合わせまして31万2千

円の減。

その下の３款、民生費、１項、１目、社会福祉総務費の事業区分、民生委員活動事業の負担金、補助及び交付金では、民生委員児童委員協議会活動費補助金は協議会活動費の縮小により２５万３千円の減。

その下の障害者等福祉事業の委託料では、配食サービス事業では平均３人を見込んでおりましたが２人となる見込みであることから利用回数の減により２万７千４百円の減。

その下の事業区分、自立支援サービス事業の扶助費では、年間利用実績の減に伴い、介護給付費、訓練等給付費の減で、合わせて１，５１９万円の減。

その下の事業区分、地域生活支援事業の委託料の移動支援事業で年間利用実績の減に伴いまして執行見込額確定により１２５万２千円の減となっております。

次のページの事業区分、国民健康保険特別会計繰出金１８万２千円の減につきましては、その内容は特別会計の方で説明をいたします。

その下の２目、老人福祉費、事業区分、高齢者福祉一般事業の需用費の食糧費は敬老祭の中止に伴いまして７５万６千円の減。

負担金、補助及び交付金の老人クラブ連合会活動費補助金は連合会事業の取り止めなどによりまして３３万９千円の減。

扶助費の老人福祉施設措置費では、養護老人ホームの新規入所者がいなかったことから１０万１千４百円の減。

事業区分、高齢者在宅サービス事業の委託料では、利用実績の減に伴い、ホームヘルプサービス事業、配食サービス事業、合わせて１９万６千９百円の減。

その下の事業区分、介護保険特別会計繰出金９６万円の追加につきましては、特別会計の方でその内容を説明をいたします。

事業区分、後期高齢者医療特別会計繰出金・医療費では、負担金、補助及び交付金で令和元年度の負担額の確定により１，４１８万７千円の減。

後期高齢者医療特別会計繰出金の２３万４千５百円の減については、その内容を特別会計の説明の中で行います。

次のページ、上の表の３目、温泉保養センター費、事業区分、温泉保養センター管理運営事業の需用費の燃料費は、重油単価の減などにより３万６千６百円の減。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長、ここで休憩に入りたいと思います。

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。１０時５０分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時４０分

再開 午前１０時５０分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） それでは、引き続き、説明をさせていただきます。

３款、２項、１目、児童福祉総務費、事業区分、子ども医療費助成事業の役務費は、医療費審査支払手数料の減によりまして１９万４千円の減。扶助費は、医療費の請求の減に伴いまして２１万６千９百円の減。

その下の子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、町外への広域入所する子ども

が見込みより多かったことから１７７万６千円の追加。

その下のひとり親福祉費、事業区分、ひとり親家庭等医療費助成事業、扶助費の医療費助成では入院医療費の請求の増により３８万８千円の追加。

次のページの３目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の扶助費の児童手当費では、見込みより児童数が増えなかったことによりまして１，００９万５千円の減。

その下の４目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の報酬から旅費までは支援員１名が減となり減額するものです。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金では、令和元年度子ども子育て支援交付金の額の確定に伴い３１万８千円を計上。

５目、子育て支援センター費、事業区分、子育て支援センター運営事業の委託料の発達支援指導業務では、執行見込額の確定により２４万２千円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、令和元年度子ども子育て支援交付金の額の確定に伴いまして２６万１千円を計上。

次のページの４款、衛生費、１項、１目、保健衛生総務費の事業区分、妊産婦健康診査事業の委託料の健康診査業務では、受診見込みの数の減により６０万円の減。

償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の額の確定に伴いまして１万１千円を計上。

その下の事業区分、乳幼児健康診査等事業の報償費の健康診査報償では、集団健診回数の減により２４万円の減。

その下の事業区分、発達支援事業では、北見市子ども総合支援センターきらり発達支援事業の利用日数見込みよりも減ったことから、委託料の年中児健康相談業務１３万９千円の減。

その下の事業区分、水道事業助成事業の負担金、補助及び交付金の水道事業会計補助金では、職員給与等の額の確定により６３万円の減、繰出金の水道事業会計繰出金では、建設改良にかかる企業債の元利償還金にかかる繰出金の確定により６万１千円の減。

次のページの予防費、事業区分、健康相談・健康教育事業の報償費では、事業縮小に伴い４４万６千円の減。

その下の事業区分、健康診査等事業の委託料では、健診日数の減に伴い健康診査業務で２２万９千円の減、検診業務で２５９万円の減、合わせまして２８１万９千円の減。

その下の予防接種事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金では、感染症予防事業費等補助金の額の確定により４万９千円を計上。

その下の事業区分、子ども予防保健事業の委託料の予防接種業務では、接種件数が減ったことに伴いまして９３万５千円の減。

その下の事業区分、予防対策事業の委託料の蜂駆除業務では、執行見込額確定により２５万８千円の減。

その下の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の報酬、会計年度任用職員（特別業務専門員）では、月額１人６か月分で期末手当含み１１７万７千円を計上。

会計年度任用職員（事務補助員）では、日額１４９日分で期末手当含み１１０万９千円の計上で合わせまして２２８万６千円を計上。

次のページにまたがりますけれども、職員手当等では、時間外勤務手当で５９６万２千

円の計上。

共済費では、会計年度任用職員（特別専門員）にかかる社会保険料 1 8 万 2 千円を計上。労働保険料 1 万 1 千円を計上し、合わせまして 1 9 万 3 千円を計上。

報償費の医療従事者報償として、新型コロナワクチン接種にかかる医師 2 名分、看護師 4 名分ならびに予防接種被害調査委員会にかかる医師の報償 3 名分としまして 7 3 6 万 1 千円を計上。

旅費の普通旅費で 7 千円を計上。

需用費の消耗品費では、血圧計、ワクチン貯蔵ボックスなどの消耗品購入に 6 9 4 万 6 千円の計上、印刷製本費では、問診票の作成費として 1 4 3 万円を計上、合わせまして 8 3 7 万 6 千円を計上です。

役務費の通信運搬費では、接種券の郵便料として 1 3 1 万 6 千円を計上、手数料では、周知用新聞折り込みと町外で接種した場合の国保連手数料として 2 3 万 6 千円を計上、保険料では、集団接種に伴う傷害保険料で医師、看護師分の 1 4 万 8 千円を計上、合わせまして 1 7 0 万円を計上。

委託料では、新型コロナウイルスワクチン接種業務として個別医療機関への委託料 5 4 6 万 5 千円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務の委託料 4 4 0 万円を計上、移動困難者会場送迎等業務として 6 4 万円を計上、システム導入業務として、ワクチン接種の予約受付管理システム導入委託料 6 0 万 9 千円を計上、パソコン設定業務ではワクチンの接種予約管理システム設定委託料として 7 1 万 5 千円を計上。

次のページにまたがりませんが、医療廃棄物処理業務では、医療廃棄物処理にかかる委託料で 3 9 万 3 千円を計上、合わせまして 1, 2 2 2 万 2 千円を計上です。

使用料及び賃借料の印刷機械借上料では、印刷機使用料等としまして 6 3 万 5 千円を計上。

備品購入費では、ワクチン貯蔵用冷蔵庫、保冷バック、救急蘇生セットなどの衛生用備品に 5 6 5 万 4 千円を計上。

負担金、補助及び交付金では、町外接種分の接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金として 1 5 9 万 4 千円を計上。

その下の 4 目、環境対策費の事業区分、地球温暖化防止対策事業の負担金、補助及び交付金の太陽光発電システム導入費補助金では、申請がなかったことから執行見込額 2 8 万円の減。

事業区分、地熱エネルギー利用施設維持管理事業の需用費の光熱水費では、源泉の汲み上げ、施設圧送ポンプの電気使用料が増えたため 1 0 万 5 千円の追加。

その下の表で、次のページにまたがりませんが、6 款、農林水産業費、1 項、1 目、農業委員会費の事業区分、農業委員会運営費は、視察研修の取り止めなどにより 5 2 万 2 千円の減。

事業区分、事務局費の旅費では、研修会、会議中止により 1 8 万 1 千円の減、負担金、補助及び交付金の農業担い手対策推進協議会負担金は、出会い事業の中止などにより 7 0 万円の減です。

次に、3 目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の農業振興連絡協議会負担金（北大サテライト）、農業担い手育成事業補助金、農業振興対策事

業費補助金は、コロナの影響による事業中止または縮減による減。特産園芸作物作付維持事業費補助金は増反分のハウスが50棟少なかったことから10万円の減。

事業区分、農業次世代人材投資事業の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金（経営開始型）は前年の農業所得に応じた変動交付制のため213万2千円の減。

事業区分、強い農業づくり事業交付金事業の負担金、補助及び交付金の強い農業づくり事業補助金では入札執行残により785万円の減。

次のページ、畜産業費の事業区分、畜産振興事業の旅費では執行残の10万7千円の減。

負担金、補助及び交付金の草地植生改善推進事業費補助金では、事業実績の減および補助単価の減に伴いまして37万1千円の減。

その下の5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金では、減額補正につきましては、事業量の減に伴う執行額の確定、道営置戸地区水利施設等保全高度化事業負担金は、面工事の事業費増に伴う置戸町へのパワーアップ負担金の増により4千円の追加で、全体で6,345万6千円の減となっております。

次のページの事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、下水道会計の収支不足の縮小により265万1千円の減。

その下の7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の報酬では、牧場技能員の時間外勤務の減により48万6千円の減。

需用費、工事請負費、備品購入費は執行残の減額によるものです。

次のページの上の表、6款、2項、2目、林業振興費の事業区分、民有林振興事業の委託料、森林経営管理制度意向調査業務は執行残の44万円の減。

事業区分、有害鳥獣駆除事業の委託料ではエゾシカ^{ざんし}残滓処理業務、実績の減により49万2千円の減、負担金、補助及び交付金の訓子府町鳥獣被害防止対策協議会負担金は、狩猟免許の取得者数が少なく、くくりわな購入実績が少なかったことにより32万7千円の減。

下の表の商工費、1項、2目、商工振興費の事業区分、産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金の産業観光振興協議会活動費負担金は、事業中止などによりまして170万5千円の減。

次のページの土木費、1項、1目、土木総務費の事業区分、土木一般事業の旅費では出張の取り止めなどにより10万円の減。

その下の8款、3項、1目、道路橋梁総務費の事業区分、道路台帳整備事業の委託料、道路台帳整備業務は、執行残11万円の減。

2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業の298万6千円の減も執行残によるものです。

事業区分、町道舗装修繕事業と次のページにまたがりませんが、事業区分、町道道路ストック総点検事業はいずれも執行残による減です。

3目、橋梁維持費、事業区分、橋梁維持管理事業も執行残753万2千円の減です。

次に、下の表の8款、4項、1目、河川総務費、事業区分、河川維持管理事業139万4千円も執行額の確定によるものの減です。

事業区分、河川改修整備事業の工事請負費の河川改修整備工事業では、工法の再検討により安価な施工が可能になったことなどで執行額が確定したことから211万5千円の

減。

次のページの上の表、8 款、6 項、1 目、住宅管理費の事業区分、町営住宅維持管理事業の需用費の修繕料では、退去時の住宅修繕の予算に不足が見込まれることから 9 7 万円の追加。

備品購入費では、町営住宅等のストーブやボイラー等の故障に伴いまして、取り替えが必要になることから 8 4 万円の追加。

次に、2 目、住宅建設費の事業区分、公営住宅改修事業の委託料では、公営住宅長寿化計画策定業務の執行額確定によるもので 1 5 万 4 千円の減。

その下の 9 款、消防費、1 項、1 目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金の 6 6 7 万 6 千円の減、内容につきましては、4 7 ページの北見地区消防組合負担金の内訳をご覧ください。

まず、上の表の 3 款、1 項、3 目の事業区分、職員給与費の給料では、職員の昇任に伴い 1 3 万 8 千円の追加、職員手当等では人事院勧告に基づき期末手当減額等により 6 0 万円の減、共済費では掛け率の改定により 2 3 万円の減です。

以下、次のページにまたがりますが、各事業の執行見込額確定によるものとなっております。

その下の表の 3 款、2 項、3 目の訓子府消防団費も次のページにまたがりませんが、各事業執行見込額確定によるものです。

次のページの 3 款、3 項、3 目の訓子府消防施設費では、指揮車購入にかかる執行額確定によりまして備品購入費 2 2 万 1 千円の減。

その下の表の 9 款、1 項、2 目の組合共通経費では、負担金、補助及び交付金で消防本部職員の人件費で 1 2 万 6 千円の減。

次に、その下の表の消防組合繰越金の前年度繰越金は、消防施設費における消火栓等修繕負担金について執行残 1 4 万 7 千円、予備費について 7 9 万 2 千円の合計 9 3 万 9 千円の減。

その下の諸収入の雑入では、消防組合予算上、諸収入に救急救命士追加講習受講に伴う北海道市町村振興協会からの経費助成 2 万 6 千円を減とするものです。

次に、3 8 ページに戻っていただきまして、9 款、1 項、3 目、災害対策費の事業区分、防災対策事業の負担金、補助及び交付金の自主防災組織育成支援事業補助金は、コロナの影響等で申請がなかったため 2 0 万円の減。

4 目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業の委託料では、消防庁舎建設工事基本・実施設計業務は執行額の確定により 2 6 0 万円の減。

次のページの 1 0 款、教育費です。

1 項、1 目、教育委員会費、2 目、事務局費、次のページの 3 目、スクールバス運行費、4 目、学校環境整備費、いずれも執行見込額の確定によるものです。

その下の表の 2 項、小学校費、1 目、学校管理費、次のページの 2 目、教育振興費につきましても執行額の確定による減額となっております。

その下の表の 3 項、中学校費、1 目、学校管理費の事業区分、学校維持管理事業の需用費の燃料費では、厳冬の影響や新型コロナウイルス感染予防のため換気対策により中学校の暖房の重油と灯油の使用量が増えましたことから 1 5 3 万 9 千円の追加、修繕料では校

舎の老朽化に伴い修繕が増えたことから73万6千円の追加で、合わせまして227万5千円の追加。

委託料73万5千円の減は執行残によるものでございます。

次のページの上の表の2目、教育振興費の事業区分、就学援助・奨励事業の扶助費の特別支援教育就学奨励費で対象生徒数の減により46万6千円の減、要保護準要保護生徒就学援助費で対象品目にかかる対象生徒数の減および修学旅行費のGOTOトラベル事業返金により82万8千円の減、合わせて129万4千円の減です。

次に、その下の表の10款、4項、1目、こども園費の事業区分、こども園運営事業の報酬の会計年度任用職員（調理員）では、扶養手当対象職員の増と休暇取得に伴う代替調理員の日数の増によりまして51万8千円の追加。（支援員・補助員）につきましては、保育教諭の応募がなく、その欠員分を支援員と補助員でカバーすることとし追加配置したことによりまして418万2千円の追加、（保育教諭）につきましては、募集に対して応募がなかったため4人分の942万4千円の減で、合わせまして472万4千円の減。

このことに連動しまして、職員手当等の202万6千円の減、共済費の88万6千円の減。

旅費の通勤費用弁償では、当初見込んでいなかった支援員・補助員の増に伴い5万9千円の追加。

出張費用弁償、普通旅費につきましては、執行見込額確定の減で、合わせまして36万5千円の減。

次のページにまたがりますが、需用費、委託料はいずれも執行見込額の減によるものでございます。

その下の表の10款、5項、1目、社会教育総務費の事業区分、社会教育推進事業、次のページにまたがりませんが、事業区分、芸術・文化振興事業は執行見込額確定による減額です。

その下の2目、公民館費、事業区分、公民館維持管理事業の需用費の燃料費は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、換気を行っていることに伴いまして、暖房効率が落ちたことから重油代を25万円追加。

修繕料では、調理実習室で雨漏りがありまして、衛生管理上早めに修繕が必要であったことから35万8千円を追加、合わせまして60万8千円の追加。

その下の事業区分、図書館活動事業の委託料は、執行見込額確定により10万円の減。

その下の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業、次のページの2目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業、事業区分、温水プール維持管理事業はいずれも執行見込額確定に伴う減となっております。

次に、3目、給食センター費の事業区分、給食センター運営事業の需用費の賄材料費は給食の提供日数が減ったことから163万3千円の減。

次に、事業区分、給食センター維持管理事業の需用費で41万4千円の減、役務費で10万7千円の減は執行見込額確定によるのものでございます。

委託料の栄養管理システム保守点検業務では、システムの現地での保守点検がリモート対応になったことに伴いまして2万4千円の減。

システム更新業務では、現在使用している栄養管理システム保守業者が3月末をもって

廃業となり使用不能となることから、急遽来年度以降使用する管理栄養システムを構築する必要が生じたため22万7千円の追加。

パソコン設定業務では、管理栄養システムが別システムに移行し従来のシステムのインストールが不要になったことに伴いまして、その設定作業11万円の減。

工事請負費のエアコン設置工事では、近年の温暖化等の影響で調理室の衛生管理基準内に環境を保つことが難しくなっており、令和2年度の国の第3次補正において補助対象になったことから、冷房空調設備を設置するため1,100万円を計上。

備品購入費では、執行額確定によりまして106万9千円の減。

次のページの11款、公債費、1項、1目、元金の事業区分、長期債元金償還では、前年度借入額および利率確定により、元金69万2千円の追加。

その下の2目、利子の事業区分、長期債利子償還では、償還利率見直しにより147万4千円の減。

その下の13款、給与費、1項、1目、給与費の事業区分、職員給与費では、職員手当等では、時間外勤務手当の執行見込額の確定や人事院勧告に伴う期末手当支給割合の減少のため957万8千円の減。

共済費では、公立学校共済組合負担金で1名育児休業を取得したことにより一部負担金が免除がされたことから189万7千円の減となっております。

歳出は以上になります。

次に、5ページの歳入になります。

一番上の表、1款、1項、1目、町民税は、農業所得の増などによりまして3,746万1千円の追加。

次に、2番目の表、1款、2項、1目、固定資産税では、大きくは償却資産の申告額と収納率の実績によりまして544万円の追加。

次に、3番目の表、1款、6項、1目、入湯税では、温泉保養センターの利用者の減により17万4千円の減。

一番下の表の2款、1項、1目、地方揮発油譲与税、次のページの一番上の表の7款、1項、1目、地方消費税交付金は、国からの減収見込み通知に伴う減です。

その下の表の10款、1項、1目、地方交付税では、額の確定によりまして1億6,970万2千円を追加。

次に、一番下の表の12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、現年分の各事業費の確定に伴う増減です。

次のページの一番上の表、12款、2項、1目、民生費負担金では、ショートステイ事業利用者負担金、配食サービス事業利用者負担金、移送サービス事業利用者負担金は、利用者負担分の支払いを直接業者支払いにしたことによる減、その下の、広域入所市町村負担金、広域入所利用者負担金につきましては、それぞれ執行額の確定による増額です。

2目、農林水産業費負担金は、現年分の各事業費の確定に伴い6万9千円の追加。

次に、その下の表の13款、1項、2目、民生使用料では、温泉保養センターの利用者の減によりまして104万4千円の減。

その下の4目、農業使用料の牧場使用料は、受け入れ延頭数が増えたこと、それから草地使用料では、牧場の草地貸付面積が増えたことと利用者も増えたことに伴いまして14

8万7千円の追加。

その下の7目、教育使用料の社会教育使用料は公民館使用料の減、保健体育施設使用料は、スポーツセンターの利用者の減によりまして108万7千円の減。

次のページの14款、1項、1目、民生費国庫負担金の障害者福祉費負担金では、介護給付費および訓練等給付費の減に伴う負担金の減。

その下の国民健康保険基盤安定負担金では、保険者支援分にあたる負担金の確定による追加。

その下の児童手当負担金では、事業の確定による減。

その下の介護保険低所得者保険料軽減負担金では、令和元年10月の消費税改定に伴い、保険料第3段階まで拡充され軽減対象額の実績が増となったことに伴う追加。

その下の施設型給付費等負担金は、広域入所者の増に伴う追加。合わせまして480万2千円の減。

その下の2目、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費1,730万5千円を計上。

次のページの14款、2項、1目、総務費国庫補助金の特別定額給付金事業補助金、個人番号カード交付事業費補助金では、対象経費の確定より200万9千円の減。

次に、その下の民生費国庫補助金では、地域生活支援事業の利用実績によりまして64万9千円の減。

その下の3目、衛生費国庫補助金では、母子保健医療対策総合支援事業補助金で妊産婦健康診査受診者数の減、感染症予防事業費等補助金で風しん抗体検査受診者の減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金では、予防接種対応経費分を計上しまして2,724万9千円の追加。

次に、その下の4目、土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金、道路橋梁費補助金も対象事業費の確定に伴いまして1,457万5千円の減。

次に、その下の5目、教育費国庫補助金の特別支援教育就学奨励費補助金では、補助対象者の減、学校環境整備事業補助金では、補助対象経費の減、学校施設環境改善交付金は、歳出で説明しましたが、給食センターの調理室の冷房空調設備において、令和2年度の国の第3次補正において補助対象になったことから、対象面積299㎡に対し交付対象額311万9千円を計上するもの。合わせまして184万3千円の追加。

次のページ、15款、1項、1目、民生費道負担金、国民健康保険基盤安定負担金では、軽減分と保険者支援分の負担金額確定による追加。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金では、低所得者等の保険料軽減について道と町で負担するもので拠出金額確定に伴う減。

その下の児童手当負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金、施設型給付費等負担金はそれぞれ国庫負担金に連動したもので144万5千円の減。

その下の表の15款、2項、1目、総務費道補助金は、森林環境保全整備事業補助金では、工種変更等による対象経費の減。

森林保護事業補助金では、野鼠駆除の補助標準単価の変更によりまして、合わせまして54万3千円の減です。

次のページの2目、民生費道補助金の重度心身障害者医療費補助金では、対象医療費の

増により追加、障害者福祉費補助金は国庫補助金に連動して減、老人クラブ運営事業費補助金は対象経費の減。

その下の、子ども医療費補助金では、対象医療費の減、ひとり親家庭等医療費補助金は、対象医療費の増による追加、ひとり親世帯臨時特別給付金事業補助金は当事業の給付金にかかる事務費分を計上しまして、合わせまして45万2千円の減となっております。

その下の3目、衛生費道補助金の保健事業費補助金は事業縮小等による対象経費の減で49万7千円の減。

次に、4目、農林水産業費道補助金の強い農業づくり事業補助金、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金、北海道水利施設等保全高度化事業補助金、農業次世代人材投資資金は対象事業費の確定に伴う減です。

その下の地域づくり総合交付金では、エゾシカ緊急対策事業が採択されたことによりまして14万円を追加し、合わせまして1,611万7千円の減。

次に、6目、商工費道補助金の消費者行政活性化事業補助金では、消費者啓発パンフレットに対しまして、北海道消費者行政推進事業補助金の採択を受けたため10万円を計上。

7目、消費費道補助金では、防災用備品購入が地域づくり総合交付金に該当したことから20万円を計上。

次のページの15款、3項、1目、総務費委託金の統計調査事務委託金では、国の交付金の算出単価の確定に伴いまして32万6千円の減。

その下の16款、1項、2目、利子及び配当金では、各基金利子の確定による増減で18万8千円の減。

一番下の表の16款、2項、1目、生産物売払収入の町有林産物売払収入では、売払い材積の減に伴いまして457万2千円の減。

次のページの17款、1項、2目、総務費寄付金では、1件の寄付があったことと、ふるさとおもいやり寄付金で当初予算を上回る見込みであったことから、合わせまして787万6千円の追加。

次に、下の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、補正予算一般財源の調整により1億3,619万7千円の減、3目、産業後継者育成基金繰入金、4目、地域活性化基金繰入金、5目、鉄道跡地整備等基金繰入金、7目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、それぞれ充当事業費の確定による減です。

次のページ、18款、1項、8目、森林環境譲与税基金繰入金も充当事業費確定による減です。

18款、2項、1目、後期高齢者特別会計繰入金は、制度にかかる広報掲載により8千円の追加。

2目、介護保険特別会計繰入金は、繰入金対象事業費の確定によりまして73万6千円の追加。

次に、その下の表の19款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金の留保分の追加となります。

次のページの20款、5項、4目、納付金の雇用保険料個人負担金は、特別業務専門員の雇用につきまして3千円の追加。

5目、雑入の学校給食材料費、重度心身障害者医療費高額療養費等、子ども医療費高額

療養費等、介護保険収入、がん検診等の負担金、その他雑入、後期高齢医療広域連合補助金はそれぞれの実績に伴う増減により242万5千円の減。

次に、一番下の表、21款、町債につきましては、起債対象事業費が確定したことによるもので5,940万円の減。

最後になりますけれども、配布、資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みとなっております、ご覧いただきたいと思います。今回の補正予算による基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有高見込みは、一番右側の下から4行目にありますように39億518万2千円となっております。

また、資料2につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しましたので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上、令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容につきまして、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第2号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を求めます。議案書53ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の53ページをお開き願います。

議案第2号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年度訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように862万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,283万3千円とするものであります。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、54ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては55ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

55ページの歳入から説明させていただきます。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして、1節の医療給付費分現年課税分を517万7千円を追加するものでございます。

次に、2款、1項、1目、保険給付費等交付金、1節の普通交付金につきましては、1月末現在の歳出の2款、保険給付費の決算見込額により469万7千円を減額し、2節、特別交付金の道繰入金につきましても、交付金算定見込み等により223万9千円を減額するものでございます。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、前期高齢者交付金等の返還分と令和元年度に交付されています保険給付費等交付金の超過交付による返還分を計上してございましたけれども、税収の増ですとか、あと支出の減によりまして、国保会計収支を調整するため1,002万4千円を減額するものでございます。

56ページになります。

2項、1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込等によりまして1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で182万3千円を追加。

2 節の出産育児一時金繰入金につきましては 1 9 6 万円を減額。

3 節の財政安定化支援事業繰入金につきましては 4 万 5 千円を減額するものでございます。

6 款、3 項、2 目、第三者納付金につきましては、交通事故によります治療費について、本町の療養給付費で負担していた分の返還が第三者からあったことから 3 3 4 万 3 千円を追加するものでございます。

次に、5 7 ページの歳出についてでございます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費については、会計年度任用職員が 4 月に自主退職したことから、1 節、報酬が 5 0 万 8 千円の減額、9 節の通勤費用弁償が 2 万 4 千円、出張費用弁償は 2 千円、それぞれ減額しております。普通旅費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議の中止やリモートによる会議となったことから 2 2 万円を減額、2 5 節、積立金につきましては、財政調整基金積立金および基金利子の額が確定しましたので 4 万 4 千円を減額するものでございます。

これにより、資料 1 の方をご覧いただきたいと思いますが、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況でございます。表の下から 3 段目、国保財政調整基金の令和 2 年度末の基金保有額は、先ほどの歳入、財政調整基金繰入金と合わせまして 5, 6 7 4 万 2 千円の見込みでございます。

5 7 ページに戻しまして、2 目、連合会負担金につきましては、調整交付金申請事務処理におきまして、新型コロナウイルスおよびマイナンバーカードにかかる様式追加に伴い、システム改修が必要となったことから、北海道クラウド運用負担金としまして 2 万 7 千円を追加するものでございます。

3 項、1 目、運営協議会費の 9 節、旅費の出張費用弁償につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、札幌市での会長研修、管内での委員研修が中止になったことから 4 万 4 千円を減額するものでございます。

次に、2 款、1 項、2 目、療養費につきましては、1 月末現在の決算見込みにより 1 5 0 万円を減額。

5 8 ページになります。

3 目、支払手数料の役務費、診療報酬審査支払手数料につきましても決算見込みによりまして 2 5 万 7 千円を減額するものでございます。

次に 4 項、1 目、出産育児一時金につきましては、1 月末の実績額 4 件分と今後 4 件分を見込みまして 2 9 4 万円を減額するものでございます。

次に、3 款の国民健康保険事業費納付金でございますけれども、こちらは道に納めます納付金額の確定により、1 項、1 目、医療給付費分は 2 6 万 1 千円を減額、2 項、1 目、後期高齢者支援金等分は 9 4 万 4 千円を減額。

5 9 ページになります。

3 項、1 目、介護納付金分は 6 7 万 6 千円を減額するものでございます。

6 款、1 項、1 目、特定健康診査等事業費の 1 3 節、委託料の健康診査業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診が中止になったことによる受診者数の減によりまして 1 3 0 万 1 千円を減額するものです。

2 項、1 目、保健事業総務費の 1 3 節、委託料の独自健診業務についても新型コロナウ

ウイルス感染症の影響により、健診が中止になったことによる受診者数の低下により28万3千円を減額し、19節、負担金、補助及び交付金は、脳ドックにかかる健康診査助成金でございますけども、決算見込みによりまして12万4千円を減額するものでございます。

8款、1項、3目、償還金ですけども、23節、償還金、利子及び割引料の特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和元年度に交付を受けております特定健康診査等にかかる負担金につきまして、実績より超過交付されておりましたので、この超過交付金分を返還するため47万9千円を追加するものでございます。

以上、令和2年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（須河 徹君） 次に、議案第3号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書61ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の61ページをお開き願います。

議案第3号 令和2年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように311万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,333万2千円にするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、62ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございますので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては、63ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

歳入の方から説明させていただきます。

1款、1項、1目の特別徴収保険料につきましては、1月末におけます調定額の状況から推計しまして181万7千円を追加するものでございます。

2目の普通徴収保険料の1節、普通徴収保険料につきましても、1月末におけます調定額の状況から推計しまして357万6千円を追加するものであります。

2款、1項、2目の特別調整交付金につきましては、制度周知の広報等の経費にかかる交付金としまして補助が確定したことから、新たに科目を新設し、8千円を計上するものでございます。

3款、1項、1目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分が当初見込みより減となったことから146万6千円を減額。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の令和元年度の精算に伴い納付金が確定したことにより76万2千円の減額と、歳出の方で説明しますが、一般会計から繰り入れることとしております一般管理費に計上している事務経費11万7千円の減額、これらを合わせて87万9千円を減額するものでございます。

64ページになります。

4款、1項、1目、繰越金につきましては、出納整理期間中に収納のありました令和元年度分の保険料を後期高齢者医療広域連合に納付するため、前年度繰越金5万4千円を追加するものでございます。

次に、歳出についてでございます。

1款、1項、1目、一般管理費の9節、旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響

響で会議の中止や書面開催となったことにより 11 万 7 千円を減額するものです。

3 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金の 19 節、負担金、補助及び交付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の精算等によりまして 76 万 2 千円を減額、保険料等納付金につきましては、保険料額の増額により 398 万 1 千円を追加、合わせまして 321 万 9 千円を追加するものです。

4 款、2 項、1 目、一般会計繰出金の 28 節、繰出金につきましては、歳入の交付金で説明しましたが、制度周知広報等経費に対しまして交付される特別調整交付金を充当するもので、一般会計で支出しております町広報誌に制度周知のための記事を掲載しており、その経費分として 8 千円を一般会計に繰り出しするため追加するものでございます。

以上、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（須河 徹君） 次に、議案第 4 号 令和 2 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 65 ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の 65 ページをお開き願います。

議案第 4 号 令和 2 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、第 1 条にありますように 626 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 8,890 万 7 千円とするものであります。

2 項の補正の款項の区分ごとの金額につきましては、66 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正のとおりでございますので、ご覧をいただくこととしまして、内容につきましては、67 ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございますけども、1 款、1 項、1 目、第 1 号被保険者保険料につきましては、第 5 段階以上の所得区分の被保険者数が増加したことや年度途中の資格取得および死亡・転出による保険料の増減等によりまして、特別徴収保険料につきましては 270 万円を追加し、普通徴収保険料につきましては 440 万円を減額するものであります。

2 款、1 項、1 目、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス費や施設介護サービス費の保険給付費見込額の減によりまして、国の負担割合相当額であります 58 万 2 千円を減額、2 項、1 目、調整交付金につきましても同様の理由で 66 万 1 千円を減額するものであります。

2 目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により 38 万 7 千円を減額、3 目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で 12 万 4 千円を減額するものであります。

68 ページになります。

4 目、保険者機能強化推進交付金につきましては、交付金額の確定に伴い 29 万 9 千円を追加するものであります。

7 目、災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の介護保険料をそれぞれ 2 件 8 万 5,100 円を減額しましたが、減額分のうち 6 割分が措置されますことから、新たに科目を新設し 5 万 1 千円を計上するものであります。

8 目、特別調整交付金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった被保険者の介護保険料の減額に対する財政支援でありまして、調整交付金の特別枠としまして、減免合計額と 7 目の災害等臨時特例補助金との差引額の 14 分の 11 が特別調整交付金として措置されることから、こちらも新たに科目を新設しまして 2 万 6 千円を計上するものであります。なお、残りの 14 分の 3 につきましては、令和 3 年度に補助対象になる予定でございます。

次に、3 款、1 項、1 目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込額の減によりまして 100 万 2 千円を減額するものであります。

2 目、地域支援事業支援交付金につきましても、地域支援事業に要する費用の減額によりまして 41 万 8 千円を減額するものであります。

4 款、1 項、1 目、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス費や施設介護サービス費等の保険給付費見込額の減によりまして、道の負担割合相当額の 62 万 4 千円を減額するものであります。

69 ページになります。

2 項、1 目、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）交付金につきましては、地域支援事業に要する費用の減額により 19 万 3 千円を、2 目の地域支援事業（包括的支援・任意）交付金につきましても、同様の理由で 6 万 2 千円をそれぞれ減額するものであります。

次に、6 款、1 項、1 目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、今年度会計の収支不足額に基金を繰り入れしておりますけれども 184 万 3 千円を減額するものであります。

また、別紙資料 1、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況の方をご覧くださいと思いますけれども、表の下から 2 段目になります。介護給付費準備基金の令和 2 年度末保有見込額でございますけれども 851 万 8 千円となる見込みでございます。

また、69 ページの方にお戻りいただきまして、2 項、1 目、一般会計繰入金の 1 節、介護給付費繰入金は、保険給付に要する費用の町負担分でございますけれども、保険給付費見込額の減によりまして 46 万 5 千円を減額。

70 ページになります。

2 節、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合）繰入金につきましては、地域支援事業に要します費用の町負担分でございますけれども、見込額の減により 19 万 4 千円を減額。

3 節、地域支援事業（包括的支援・任意）繰入金につきましても、同じく事業に要する費用の見込額の減により 6 万 2 千円を減額。

4 節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、事務費（総務費）の減によりまして 67 万 4 千円を減額。

5 節、低所得者保険料軽減繰入金は、第 1 段階から第 3 段階までの保険料軽減にかかる国等の負担金額の確定により 235 万 5 千円を追加するものであります。

次に、71 ページの歳出について説明をさせていただきます。

1 款、1 項、1 目、一般管理費の 8 節、報償費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため介護職員のスキルアップ研修会を中止にしたことによる講師謝礼 7 万 7 千円を減額、旅費についても同様の理由で各種説明会や研修会が中止・リモートによる開

催となったことから8万9千円を減額、消耗品費も同様に研修会や各種会議等が中止となり、資料作成等にかかるコピー用紙やプリンタの使用が減ったことから13万円を減額するものであります。

2項、1目、賦課徴収費の9節、旅費ですけれども、町外転出者の未納および滞納者がいなかったことから5千円を減額。

3項、2目、認定調査費の9節、旅費、こちらは北見ブロック以外での職員による認定調査がなかったことから7千円を減額、12節、手数料については、新規の要介護申請者の減少によりまして、主治医意見書作成件数が減ったため10万円を減額、13節、委託料の認定調査業務ですが、こちらも手数料と同様の理由による調査件数の減少により20万円を減額するものであります。

72ページになります。

5項、1目、計画策定委員会費の1節、報酬は、介護保険事業計画策定委員会の開催回数ですけれども、6回予算を計上しておりまして5回開催、うち2時間を超える会議を2回計上している部分と委員の欠席等による減によりまして6万6千円を減額。

2款、1項、1目、居宅介護サービス給付費につきましては、特定施設入所者生活介護の利用者数が増えたことにより700万円を追加。

3目、地域密着型介護サービス給付費につきましては、通所介護サービス等の利用回数増により65万9千円を追加。

5目、施設介護サービス給付費につきましては、介護老人福祉施設利用者の増加を当初予算で見込んでおりましたけれども、昨年同様の利用実績であったため1,200万円の減額。

7目、居宅介護福祉用具購入費については、件数の減少や1件当たりの購入単価の違いにより40万円を減額するものであります。

73ページです。

2項、1目、介護予防サービス給付費は、訪問リハビリや通所リハビリの利用者増によりまして63万円を追加。

7目、介護予防サービス計画給付費につきましては、ケアプランの作成件数増により40万円を追加するものです。

次に、3款、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、決算見込みにより、13節、委託料のうち、サービス計画作成業務につきまして、38万円を減額、19節、負担金、補助及び交付金では、訪問介護・通所介護の介護予防・生活支援サービス事業費を88万4千円減額するものです。

2目の一般介護予防事業費につきましては、8節、報償費について、新型コロナウイルス感染症の影響により地域での集まりが自粛されたことで歯科衛生士等によります口腔ケアなどの取り組みができなかったことにより4万4千円の減額、9節、旅費ですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のため介護予防研修がリモート開催となったことから4万5千円の減額、13節、委託料の運動指導等業務については、老人クラブや地域での集まりの自粛に伴い運動指導士の派遣要望等の減によりまして19万8千円を減額するものであります。

74ページになります。

2 項、1 目、総合相談支援事業費につきましては、コロナウイルス感染症の影響により研修会がリモート開催となったことから、旅費が3 万9 千円の減額、1 9 節、負担金、補助及び交付金の会議負担金が5 千円の減額、2 8 節、繰出金でございますけども、1 目、総合相談支援事業、3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、4 目の地域包括支援センター運営費、9 目、任意事業費の減額によりまして、一般会計に繰り出ししている地域包括支援センター職員の人件費への充当分としまして7 3 万6 千円を追加するものであります。

3 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の9 節、旅費につきましては、コロナウイルス感染症の影響により主任介護支援専門員研修会の中止と介護支援専門員の実務研修がリモートによる講習となったことから2 2 万7 千円を減額し、4 目の地域包括支援センター運営費の1 節、報酬は包括支援センター運営協議会がコロナウイルス感染症の影響で書面協議となったことから3 万6 千円を減額、9 節、旅費についても研修会や意見交換会が中止になったことから4 万5 千円を減額するものであります。

5 目、生活支援体制整備事業費の8 節、報償費は予定していた講演会が開催できなかったことにより8 万円の減額。

6 目、認知症総合支援事業費の9 節、旅費は、認知症地域支援推進員ネットワーク会議や認知症カフェの視察を取りやめたことにより4 万4 千円の減額。

7 目、在宅医療・介護連携推進事業費の8 節、報償費は、多職種連携による講義やワークショップなどの講演会中止により2 0 万円を減額。

9 目、任意事業費の1 9 節、負担金、補助及び交付金につきましては、実績見込みによりまして家族介護用品購入費助成金3 8 万4 千円を減額するものです。

以上、令和2 年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1 時から行いますので、参集願います。

休憩 午前1 1 時5 8 分

再開 午後 1 時0 0 分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第5 号 令和2 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第4 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7 5 ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書の7 5 ページになります。

議案第5 号 令和2 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第4 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2 年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算（第4 号）につきましては、次に定めるものとしまして、第1 条第1 項では、歳入歳出それぞれ1, 8 6 9 万4 千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4 億1, 2 4 5 万9 千円とするものであります。

第2項では、歳入歳出予算の補正に関する区分ごとの金額については、次ページの第1表 歳入歳出予算補正によることとしておりますが、その内容につきましては、77ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

第2条では、地方債の補正については、76ページの第2表 地方債補正によることとしておりますのでご覧ください。内容につきましては、農業集落排水事業の借入限度額1億2,100万円を1億1,310万円に、個別排水処理施設整備事業の借入限度額2,490万円を2,470万円に補正するものです。なお、起債の方法および利率については変更ございません。

それでは、77ページの事項別明細書について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の事業費確定見込みに伴う補正となります。

まず、歳入になりますが、1款、1項、1目、農業集落排水事業分担金10万円の減額につきましては、新規接続の戸数が計画の5戸に対し3戸であったことから2戸分の受益者分担金を減額するものです。

3款、1項、1目、国庫補助金784万3千円の減額につきましては、農業集落排水事業の事業費確定に伴い不用額を減額するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正算定により超過となった一般会計からの繰入金265万1千円を減額するものです。

次のページ、7款、1項、1目、農業集落排水事業債につきましては、事業費の確定に伴いまして下水道債360万円、過疎債430万円、合わせて790万円の減額となります。

2目の個別排水処理施設整備事業債につきましても事業費の確定により下水道債が850万円増額、過疎債が870万円減額となり、これらの差し引き額20万円を減額するものです。

次に、79ページの歳出になります。

1款、2項、1目、農業集落排水管理費の120万円の減額につきましては、需用費、光熱水費で処理場・ポンプ場の電気料の減により50万円の減、委託料では、汚泥堆肥処理の搬入量減による50万円の減、原材料費、管路維持用原材料20万円減につきましても、それぞれ執行残となっております。

同じく2目、個別排水管理費の91万円の減額につきましては、需用費、修繕料30万円減、委託料、浄化槽保守点検業務30万円減、原材料31万円減、それぞれ執行残となっております。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費の1,564万2千円の減額につきましては、工事請負費で事業費確定に伴う執行残による減額となります。

同じく、2目、個別排水処理施設整備事業費の76万8千円の減額につきましては、委託料、地質試験業務において、試験が必要な浸透放流がなかったため、執行残による減額となります。

3款、1項、2目、利子につきましては、長期債利子が5万円の減額となるものです。

なお、一時借入金利子につきましては実績がありませんでしたので、全額の12万4千円を減額するものです。

次の８１ページの地方債の現在高の見込に関する調書ですが、今回の補正に伴いまして、令和２年度末現在高見込額は８１０万円減の５億６，７３９万１千円となります。

また、別紙資料３で、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います

以上、令和２年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第６号 令和２年度訓子府町水道事業会計補正予算（第２号）についての提案理由の説明を求めます。議案書８２ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 続きまして、議案書８２ページをお開きください。

議案第６号 令和２年度訓子府町水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第１条の規定によりまして、第２条では、水道事業会計予算の第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしまして、収入の第１款、水道事業収益では、第２項、営業外収益を６９万１千円減額し、水道事業収益の総額を１億７，５２６万５千円とするものです。

支出の第１款、水道事業費用では、第１項、営業費用を１，９５６万４千円減額し、第２項、営業外費用を５７万円減額し、水道事業費用の総額を１億３，０７０万４千円とするものです。

次に、第３条では、予算第４条の収入不足補填額である本文括弧書中の３，１５０万８千円を３，０３１万３千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、第１款、資本的収入の第１項、企業債を１，８３０万円減額、第３項、補償金を６１万２千円減額し、資本的収入の総額を８，４１９万４千円とするものです。

支出では、第１款、資本的支出の第１項、建設改良費を２，０１０万７千円減額し、資本的支出の総額を１億１，４５０万７千円とするものです。

第４条では、予算第５条に定めた企業債の事業ごとの限度額を表のとおり改め、限度額の総額を６，６４０万円とするものです。

次に、第５条では、予算の第７条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を９１１万４千円減額し２，７９３万６千円とするものです。

次に、第６条では、予算の第８条に定めた他会計からの補助金の金額を６９万１千円減額し２，９２２万９千円とするものです

次の８４ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）になります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、内容の説明をさせていただきますが、通常の執行残による減額の部分につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

（１）収益的収入及び支出ですが、収益的収入の１款、２項、営業外収益の２目、他会計補助金の、人件費補助につきましては、下水道事業との業務割合を勘案して一般会計から補助金として、補填を受けるものでありますが、主に昨年４月の人事異動による人件費

の減に伴い、その見合い分の人件費補助63万円を減額するものです。

その下の簡水起債利息につきましては、利率の確定により6万1千円を減額しております。

次に、支出ですが、1款、1項、1目、原水及び浄水費につきましては、実績見込みに伴う執行残442万9千円の減額になります。

中ほどにあります賃借料69万6千円の減額は、緊急的な対応としての重機借り上げがなかったことによる減額。

修繕費118万円の減額は、各施設の機器修繕が少なかったことによる減額。

負担金30万9千円の減額は、鹿の子ダム維持管理負担金の確定による減額でございます。

2目、配水及び給水費につきましても実績見込みに伴う執行残574万1千円の減額となります。

材料費430万円の減額は、水道メーター器の購入の入札の結果、単価が安価となったことと故障分のメーター器の購入が少なかったことによる減額でございます。

3目の総係費では、総額939万4千円の減額でございますが、実績および精算に伴う執行残のほか、人事異動に伴う人件費の減額となります。

給料486万5千円、手当187万3千円、賞与引当金繰入額82万6千円、法定福利費155万円の減額は、主に昨年4月の人事異動による給与差額の不用額を減額するものであります。

次の85ページ、2項、営業外費用につきましては、1目、支払利息の企業債利息18万5千円の減につきましては、令和元年度借入利率確定による減額。また、一時借入金利息につきましては、借入を起こさなかったことにより18万5千円を減額するものです。

3目、雑支出につきましては、説明欄の項目について、それぞれ執行がなかったことにより20万円の減額となっております。

次に、(2)資本的収入及び支出ですが、今年度の予定工事につきまして、事業費が確定したことに伴います収入及び支出の補正になります。

まず収入ですが、1款、1項、1目、建設改良等に充てるための企業債では、各事業費確定に伴い起債借入額を補正するものですが、南7線道路改良支障物件移設事業1件と老朽管更新事業2件、道道北見置戸線支障物件移設事業については、道道北見置戸線工事の延長減により、未実施となっております。その外、浄水場の機器更新事業1件につきまして、起債借入額を補正しており、説明欄の減により全体で1,830万円を減額するものです。

次の3項、1目、補償金では、道からの工事に対する補償金を工事費確定に伴い補正するもので、2事業61万2千円の減額となっております。

次に、支出ですが、1款、1項、1目、施設改良費では、道道北見置戸線支障物件移設事業が未実施となっておりますが、その他の事業につきましては、主に入札執行による執行残となっており、全体で1,972万7千円の減額となっております。

2目、固定資産購入費38万円の減額は、水道メーター器の購入で入札の結果、単価が安価となったことと、新規が少なかったことにより執行残を減額するものです。

次に、86ページの「キャッシュ・フロー計算書」につきましては、活動ごとの現金の

流れを見るための報告書になりますが、1の業務活動では、プラス6, 559万8千円、2の投資活動では、マイナス4, 400万9千円、3の財務活動では、プラス1, 989万9千円となり、トータルの資金増加は4, 148万8千円となりまして、資金期末残高は5億4, 638万2千円となっております。

また、別紙資料4では、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います

以上、令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に議案第1号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。歳入の方の7ページ、12款、2項、1目、民生費負担金の中の児童福祉費負担金、広域入所市町村負担金と利用者の負担金が上がっておりますが、その該当保育園児の人数と、それからその下の8ページの国庫負担金、民生費国庫負担金の中の5節、児童福祉費負担金、施設型給付費等負担金、これも広域入所者の国からの負担金だと思うんですけど、これと次のページの10ページの15款、1項、1目、6節、児童福祉費負担金、施設型給付費等負担金48万2千円、この割合とか関連について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ただいま、7ページの民生費負担金、2節の児童福祉費負担金の広域入所市町村負担金および広域入所利用者負担金の人数等の質問がありました。

まず、広域入所市町村負担金および利用者負担金につきましては、他市町村から訓子府町のこども園に入所されている児童の他市町村からの負担金と利用者の保育料ということになります。これにつきましては1名の方が北見市の住民がうちのこども園に入所しております。それに伴う北見市からの負担金が95万4千円、利用者の保育料相当分の負担金ということで30万6千円となっております。

続きまして、8ページ、国庫負担、1項、1目、民生費国庫負担金の5節、児童福祉費負担金、施設型給付費等負担金になりますが、これにつきましては、国からの負担金で2分の1の補助割合となっております。今回、補正した案件につきましては、当初1名、対象者が1名だったのが2名、1名増ということで96万4千円が追加となるものでございます。合わせまして関連部分ですけれども、10ページ、民生費道負担金、6節の児童福祉費負担金の施設型給付費等負担金、これも国の基準等に連動した道の負担金となります。道の負担金につきましては4分の1となるもので、これも先ほど説明いたしましたように

当初1名から2名に増えているということで48万2千円の追加となっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 関連で、ちょっと自分理解不足だったんですが、今、課長からご説明いただいた後半の施設等給付費負担金というのは、逆ですか、訓子府町の子どもさんが町外の保育園に通った場合のことなんでしょうか。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） ちょっと説明が不足しておりました。訓子府町の住民が他市町村に入所されている方となります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。何か所か質問していきたいんですが、歳出に関わることで22ページです。まずはじめに22ページのこれは新型コロナウイルス対策との関係なんですが、負担金、補助及び交付金の項目に関わってですが、経営継続支援事業補助金として使われなかったということで1,240万ですか、この金額が出ている訳ですけども、これについて、当初の見積もりから見ても、ちょっと多いなという感じはするんですが、その要因というのか、この三角が起きた原因なんかをどのように捉えておられるのか。それをまず1点伺いたします。

それから、次がですね、24ページになりますけれども、社会福祉費の関係ですが、この一番囲みの中の社会福祉費総務費の中の一番の下段の移動支援事業がありますけれども、これも125万2千円ほど減額になっていますけれども、ちょっと具体的に、移動支援ですから、回数というのか、当初の見込みの回数から何回ぐらい、これが利用されて、こっだけ減額というか補正ができたのかということをやちょっと説明をお願いしたいと思います。

それからですね、30ページ、保健衛生費に関わることです。衛生費の中の第1項、保健衛生費、これもコロナとの関係、ワクチンとの関係になりますけれども、これも30ページの囲みの中の下の方でだけをちょっと質問したいんですが、移動困難者介助送迎等業務の64万円という予算が措置されている訳でありますけれども、これのちょっと積算の根拠といいますか、詳しい説明をちょっとお願いをしたいなというふうに思います。これは大事な部分になるのかなというふうな気がしますので、ぜひお願いをしたいということです。

それとちょっと最後になります。これが最後です。32ページ、農業費に関わることで、農業振興費、3目の農業振興費に関わって、農業次世代人材投資資金、いわゆる経営開始型が、これ若干議案の説明の中でもありましたけれども、213万2千円という経営開始型が減額補正されていますけれども、ちょっと聞きそびれてたのか、ちょっと要件があるんだと思うんですが、その要件も含めて、この積算になった減額の理由をもう一度説明をお願いできればなと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 22ページ、2、1、8、目が8の企画費

ですけれども、負担金、補助及び交付金の経営継続支援事業補助金、マイナスの1, 240万の減ですけれども、これは事業の前年比減少割合に応じて補助金出してたものですが、減少が一番高いところで40%以上で、低いところは20%以上ということなんですけれども、個人もそうですけれども、比較的、法人の方が20%まで落ちてないということで、申請件数が少なかったということが原因になります。当初では予算では法人の売り上げとかっていうのは全然わかりませんので、法人の件数からぼってって、このぐらい減額が出るんじゃないかということで見えてたんですけれども、結果的には申請が少ない、売り上げ落ちてるところが少ないということで捉えております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） それでは、24ページ、3款、1項、1目、地域生活支援事業の移動支援事業についてでございます。回数につきましては、当初420回から320回を見込んで算出しております。この要因としましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、年度当初外出がなかなかできなかったということが要因になっておりまして、回数の減となっております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 30ページ、新型コロナワクチン接種事業の委託料、移動困難者介助送迎等業務の積算根拠についてのお尋ねがございました。

積算根拠としましては、現在、社会福祉の方でサービスを提供しております移送サービス利用者をまずその方が37人おります。それで町内と実践会の方に分けまして、その方を想定しまして一応37人分としまして、これはタクシーを使うということで積算しておりまして、こちらの方が18万2千円ほどですね、そして次に、重度身体障がい者の交通費助成タクシーをこちらの福祉サービスの利用者の部分で想定しておりますけれども、こちら利用されている方が39名おります。こちらにつきましても町内会、実践会、タクシーを利用させていただくという想定で13万円の予算を見ております。そして、この移送サービス重度サービスを利用している以外の方を想定して40名を一応想定して、こちらもタクシーの利用で20万6, 400円を見込んでおります。あとそのほかに身体介助が必要な人が想定されますので、そちら時間単位等で区切りまして、こちらの方の予算を一応12万円見込みまして、合計64万円ですか、を計上させておりますけれども、こちら申請までに期間がなかったなので、詳細な部分はしっかりと詰めておりませんので、今、対策班の方で協議、検討しておりますので、一応予算の積算根拠としては、以上説明したとおりの内容となっております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 32ページ、6款、1項、3目、農業振興費の補助金のうち、農業次世代人材投資資金、この部分の要件等含め、この減額の理由というのを説明してまいります。

まずこの人材投資資金というのは、新たに農業を開始するというような農家の方に対して5年間給付を行うというものです。しかし、その給付というのは、変動給付性ということでありまして、基本的に前年の所得がいくらだったかということによって給付額が変動となってきます。基本的に350万以上の所得が上がったら給付金が増減が出てくるというような形になっていまして、基本的に1経営体当たり年間150万給付されます。それ

は350万もいかないで満額出た場合のお話でございます。また、家族経営協定を結んで、奥さんとご主人とお二人で経営を参画するという協定を結ばれた方については、その1.5倍の225万円が出るような算出になります。この部分、当初こちらでは412万5千円予算措置しておりました。その内訳は家族経営協定を結んでいる経営体があと半分の交付期間を残してました。1年のうちの半年分です。だから先ほど申しあげました225万というかたちが1.5倍の金額になりますんで、その2分の1の112万5千円を措置しておりました。その部分は支給はしてます。あと二つ、ご主人が経営をなさっているという新規の経営が二つの経営体がございました。そちらは協定結んでおりませんので、満額に出たとして150万掛ける2、300万、300万を措置して、先ほど申しあげた300万と112万5千円で当初412万5千円を計上してたということでございます。これからもう1回支出の今回の交付の実績を申し上げますけども、家族経営協定を結んでいる1経営体、半期分で112万5千円、それ以外の経営体で一つの経営体は前年度の350万円の所得を超えてましたんで、ゼロ円という経営体が1経営体で、350万は達してないんですけども、給付の減額がかかった部分、そこが86万7,306円、実績が合計で199万2,306円となって、その差引きで今回213万2千円の減額に至ったというようなことでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。29ページの下段から始まります新型コロナウイルスワクチン接種事業について、何点かお伺いをしたいと思います。そもそもこの4,599万円、16歳以上の方に接種されることへの経費だと思いますが、16歳以上の町民はそもそも何人いるかまず冒頭お聞きします。

次に、2点目に報酬、説明ありましたけども、特別業務専門員と事務補助員、たぶん1人、1人かなと思って聞いてましたけども、この業務の内容を教え、おおまかなで結構です。教えてください。

それと、報償費で、ここでお医者さんと看護師さんの人数の説明等々ありましたけども、お医者さん二人というのは地元の先生ともう一人、北見医師会かなと思っておりますけども、看護師4人も含めて、簡単でいいですけども確認をさせてください。

それと、たくさん疑問あるんですけど、お聞きしたいことあるんですけど、旅費830何万ということで、間違いました、これ7千円ですね、勘違い、これは訂正します。取り消します。

委託料、接種委託は何て言うんですか、先ほど冒頭で聞いた16歳以上に対して何人みてらっしゃるのかな予算、それを聞きたい。2回分でですね、お聞きをしたいと思います。それと同じく委託料で、これも説明ありましたけども、受付業務は外出ししたいという説明があったように聞きましたけども、どのような会社でどのような積算の内容か、これも大まかで結構です。教えてください。

移動困難者は工藤さん聞かれたんでいいです。

次のページお願いします。31ページの中段にありますけども、この費用の一番最後になるんですかね、負担金、補助及び交付金の159万4千円の内容といたしますか、ちょっ

とピンとこなかったんですけども、それと積算の根拠を教えてください。

以上です。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、ページ、29ページ、新型コロナワクチン接種事業で複数の質問をいただきました。まず16歳以上の人数の方でございますけども、こちら1月6日現在の人口ですけども、本町の人口で4,809人、15歳以下の人数が538人おりまして、接種対象者は3,589名という想定をしております。

続きまして、報酬の部分の会計年度任用職員で、こちら特別業務専門員と事務補助員がいて、そちらの内容というお話でございました。特別業務専門員としましては、一応、これまでの経験ですとか、ワクチン接種にかかる知識等を持っている方を会計年度職員として採用しまして、そちら持っている知識ですとか、あと接種事業に対する助言等をしてもらう予定で考えております。こちらが特別業務専門員でございます。事務補助員の方は接種業務の事務ですとか、あとデータ入力等々を一応してもらう予定で考えております。

報償費の部分でこちら医師と看護師4人、お医者さん二人の部分ですけども、お一人は訓子府クリニックの伊東院長先生です。あともう一人につきましては、今、北見医師会の方に要請しておりまして、そちらの方はまだはっきりはしておりませんが、間違いなく1人応援していただけるというふうに確認しております。看護師の部分ですけども、一応看護師4人分なんですけども、こちら本町として独自に今、仕事をされていない資格を持っている方を一応5人確保してございます。でもこの方たちが接種の時に必ず来てくれるかどうか、ちょっと不透明な部分もありますので、こちらにつきましても、今、医師会の方に看護師の部分についても協力要請しているところでございます。

次、委託料の部分です。こちら新型コロナワクチン接種業務、こちら何人分をみているかというご質問だったと思います。こちら一応、ワクチンにかかる費用としまして、1人当たり2,070円という部分がありますけども、こちらに1,200名掛ける2回分を想定して予算を計上しております。

次に、同じく委託料で、受付業務は外部受付するというお話ですけども、すいません、受付業務の業務内容についてでございます。こちら今、委託業者の方と調整をしておりますけども、受付予約を電話予約、あとLINEによる電話予約、それと相談業務ですね、コールセンターへの相談業務を含めた部分で予算を計上させていただいてございます。

最後になります。負担金の部分ですけども、負担金の内訳という部分ですけども、こちらワクチン接種を町外で接種をしないといけない方がいるということで、一応こちら1人当たり2,070円に対しまして、一応350名の2回分を計上させていただいております。

委託料の部分の先ほどの一番最初の部分の546万4,800円の部分ですけども、こちらは医療機関への個別接種をお願いするというかたちでの算出となっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 最後の質問、2回目になるので、一つだけ、ちょっと気になって、さっき移動困難者の関係で質問した背景というのは、訓子府独自に高齢者支援制度、ハイ

ヤー利用のね、あります。これとの、この64万のこの部分と何かこう整理しなきゃいけないことってないのかなという、ちょっと思いがしたんで質問した経過があるんですが、いわゆるこの64万については国費で賄われる部分であるし、いわゆる高齢者ハイヤーの支援の問題は単費でやっている。その部分で、いわゆるハイヤーの助成のやつで注射打ちに来るということになっても、ちょっとやっぱりまずいのかなというような気がしますんでね、そこら辺の整理というのは、しなきゃいけないのかな、どうなのかなということとちょっと疑問に思ったんで、ちょっと質問したという経過がありますので、その辺ちょっと考え方があれば、まだ時間がありますんでね、いいんですけれども。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 国からの指示ではですね、こちら全部、委託をしなければ補助対象外というふうになっておりますんで、こちら高齢者の足の確保については、先ほども申しましたけども、今、対策班の方でどういった方策があるのかというのを考えている最中ですので、ちょっとご理解の方をいただければと思います。企画の方でやっているサービス券とかという部分は補助対象外ということですので、ということでご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 2回目です。説明わかりやすく大体わかったんですけども、こっち頭悪いんで、ちょっと何か混乱しちゃったんですけど、先ほどの一番最後に追加で個別接種の、30ページに関わってですね、委託料に関わって、個別接種が120人分だよという話ありましたよね、ごめんなさい1,200人分、1,200人、そして対象者が3,589人いると。その中に私どものようなのが1,800人ぐらいいますよね、お年寄り、高齢者。1,800人足す1,200人足すといっていいんだと思うんだけど、そういうことでいいんですよ。何かちょっと違ってたら教えてください。さっきの3,589人の対象者に対して個別とお年寄りと、ちょっとわかりませんでした私は。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 申し訳ありません。対象者が先ほど3,600名弱というお話をさせていただきました。それで予算当時の対策班での考えとしまして、個別接種と集団接種をするという方向で考えておりました。個別接種は医療機関の方で訓子府クリニックの方でやってもらうということで、一応、今、想定しているのは、日曜日の日と平日午後にワクチン接種をする予定でありまして、それで集団接種を日曜日にする予定ですので、そちらの方は1日なんで、およそ1日で240名ほど接種ができるだろうと。それで個別接種の方は午後から半日なんで、半年間ぐらいの期間で高齢者から順次、一般の方まで接種しますんで、それで一応1,200人ぐらいが個別接種をするという部分であります。3,600に対しまして1,200人がクリニックでやってもらう個別接種でやってもらう方、2,400人が公民館で接種してもらう集団接種をしてもらう対象として計上してございます。申し訳ありません。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 8ページの一番下の段ありますね、衛生費国庫負担金1,730

万5千円、それと次のページに国庫補助金として、新型コロナ関係の接種体制補助金として2,748万7千円ありますが、これ使い道を限定したのか、それとも全体トータルでこれだけのというか、しぼりがあるものなのかどうかというのを伺います。

25ページ、老人福祉費の中の高齢者一般事業の中の食糧費が昨年、敬老祭が中止になったことで、この分、三角としてなってますが、敬老祭中止にはなりましたが、節目、例えば100歳とか88歳とか、そういう方たちには記念品だとか、何らかのかたちでお祝いをしたのか、そのあたりお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 予算書8ページ、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金と次のページの9ページ、3目の衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金のしぼりがあるのかというご質問でございましたけども、まず最初の接種対策負担金というのはワクチン接種にかかる費用を国で補助される部分でございます。こちらは一応、約対象者3,800人で2回分の接種分を見込んでございます。先ほど言いましたように2,070円掛ける7,600人の2回接種という部分で予算を計上させていただいております。

次に、次のページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,448万7千円ですけども、そちらワクチン接種にかかる負担金以外に当然、必要な経費がありますので、そちらにかかる費用をこちらで計上の方させていただいております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今の補足させていただきますと、まず8ページの衛生負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、これは1人2,070円掛ける消費税分を国から1人いくらということで負担金として市町村に払われるものです。そして、そのほかに9ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、こちらは集団接種に必要な備品だとか、医師だとか、看護師の報償費だとか、そういったもろもろのかなりかかる経費がありますので、そちらの集団接種に対する事業の費用としまして、これは本町の上限額になっておりますが2,748万7千円を計上させていただいております。

そして、続きまして、25ページ、3款、1項、2目の高齢者福祉一般事業の需用費、食糧費ですね、こちらは敬老祭の方を中止させていただいております。ただ、9月10日に米寿、陳寿、合わせて58名がいらっしゃいましたけれども、この58人の方に対しては1軒、1軒、お宅を訪問させていただきまして、町長からのメッセージも含めまして、お祝いの言葉と一緒に記念品を差し上げているところです。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

6番、西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。19ページ、総務費、総務管理費の公有林管理費の町有林整備事業、この三角の要因をお願いをしたいと思います。

次に、32ページ、農林水産費、農業費の中の農業振興費の強い農業づくり事業補助金、これの金額がちょっと大きいのでこの要因もお願いをしたいと思います。

それと、その上、32ページの農業振興費の特産園芸作物作付維持事業費補助金の内訳

もお願いします。

3点お願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 19ページの2款、1項、4目、公有林管理費の町有林整備事業の造林業務の部分、ご質問がありましたのでお答えします。こちらにつきましては、本年度予定した皆伐による生産素材の材積が当初見込みを下回ったということで説明があったかと思います。予定していた伐採の面積と実際にどうだったかということを今、簡単に申し上げます。予定してたのが駒里を中心とした皆伐の予定をやっております、当初予定が15.46haというようなことでございます。実際そのうち、昨年コロナ禍でトドマツの原木の集荷制限というのが行われてました。そういった部分でトドマツの人工林4.28haの伐採を中止した経過にあります。それによって元々皆伐の実績が減ったということが一つの要因ともう一つは駒里の皆伐でカラマツの材、予定してましたけども、結局金額、お金になる材、パルプとかは安いんですけども、そういった材が多くて、元々お金になる材が少ないというなかたちで、実際、駒里で伐採した経過なんですけども、当初、材積にして5,600m³を予定してました。ただし、駒里のカラマツの実績で3,193m³しか材がとれなかったというようなことが、そういった今言った二つの理由で金額が下がったというようなかたちになっております。

続きまして32ページです。32ページ、6款、1項、3目、農業振興費の補助金で強い農業づくり事業補助金、この部分であります。こちらにつきましては、穂波にあるむき玉の施設を増設するというで過去の議会で増額の補正をした経過がございます。それでこの部分、入札を行いまして執行残が出ております。実際これは国庫補助事業で2分の1の補助事業でありますので、結局いくらぐらいになったのかという実績を申し上げます。当初の事業費、総事業費で2億3,512万5千円です。それが入札後、2億1,710万7千円に下がったということでございます。それに対して国庫補助金なので、これ2分の1の補助なんで、当初1億200万の補助金を補正しておりましたけども、実績額に比べて9,415万の実績となっております。その部分の差額を785万整理予算として落としております。

最後、同じページの特産園芸作物作付維持事業費補助金、この部分につきましてはメロンの支援でございます。メロンの花粉交配用のハチ箱の交配の箱というのを助成していくということで、当初ハウスにして200棟、支援の単価は2千円を予定して40万を計上しておりました。ただし、実績にして150棟の実績というようなことになったために30万の実績になりまして、不用額の10万を整理予算で落としたというような経過がございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4番、谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 4番、谷口です。まず20ページの企画費、8番、企画費ですが、まちづくりパワーアップ特別対策事業補助金ということで四つの事業があったということで説明ありまして、一つがなかったということですが、申請がなかったのか、それともあったんですが、審査会か何かで駄目だったのかを教えてください。

それから33ページ、5目の農業基盤整備事業費ですが、道営柏丘北地区農地整備事業

ということで302万円の減額ですが、後ろの資料2の方を見ますと舗装1m減で工事費減ということになっていましたが、その要因がわかれば教えていただきたいと思います。

また、同じく道営山林川地区水利施設整備事業の方ですが、そちらの4, 273万8千円の減ですが、こちら裏の資料2を見ますと104mが増になって、工事費減とかなっているんですが、こっちは増になってまた4, 200万円の減に、大きく減になっているところを教えていただきたいと思います。

ページ、40ページの4目、学校環境整備事業ということで、前回9月の補正だと思うんですけど、校長裁量200万円の3校ということで、ご説明がありまして、備品等を購入するということでしたが、62万円の減となっていますが、こちら資料の方を見ますとモバイルルーターが20台減ということで47万1千円減ですが、残りの14万9千円ですか、こちらが減になっているんですが、各校でいろいろ備品を買われて、入札等で減になったのかもしれないですけども、その要因がどこの学校が未執行なのか、そういうこともわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず一番最初ですね、20ページ、2款、1項、8目のまちづくり推進事業のまちづくりパワーアップ特別対策事業の50万円の減額の分ですけども、こちらについてはですね、地域活性化チャレンジ事業の分なんですけれども、今回、申請がなかったということで、そのまま落としていると。減額しているということになっております。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 33ページ、6款、1項、5目の負担金の部分でまず道営柏丘北地区農地整備事業の部分なんですけども、ちょっとページ数飛びますけども、別冊資料の投資的事業の部分に柏丘北地区、舗装が1.0、1m減で工事費減というような表記で、なぜ300万も下がっているのかというようなご質問に対して、この部分、6月で補正をしておりますけども、当初の予算の中では売収補償料というのを見込んでます。1,240万。その部分が下がった要素が大きいということになりまして、この数字上の投資的経費では、たった1mしか延長が下がってないのにというようなことでありますけども、そういった費用の部分で実績が下がっておりますので、必ずしもその延長の部分ということではございません。

もう一つ、同じように、ページは1回戻りますけど、33ページの山林川ですね、この部分も負担金がかなり下がっているというような形です。ここは総事業費がかなり下がっております。改良の部分は104m増えておりますけども、実際には、この事業費、当初6月の補正の時には総額で8億734万組んでおります。その部分で当初の事業費が組んであったということに対して実績は、今申し上げますけど2億730万と、もう一つ事業費が分かれるんですけども、4億8,559万ということで、今二つの事業を申し上げましたけども、その二つが足ささって6億9,290万と。そういった事業費の実績で上がってきています。なぜ、二つに申し上げたかと申しますと、この部分の山林川の負担金は通常であれば地元は22.5%負担をすればいいということになっておりますけども、今年この事業費というのは、現年分の予算であったりとか、前年からの繰り越し予算分とか、そういった区分に分かれておりまして、現年分の軽減対策として、通常であれば22.5%

負担するということところを19%でいいというような、負担軽減対策が組まれてます。そういったことがあったので、そういった事業費が大きく減少したことから、先ほど言われた改良で104m増えたけどもということではなく、ここの部分は大きく地元の負担が減ったということになっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 40ページ、教育費、教育総務費の学校環境整備の部分でございますが、モバイルルータにつきましては、これ実態調査を確実に行いまして予備も含めて50台ということでしたので20台減にしております。

それから備品購入の62万円ですが、これはパソコンの端末の入札執行残でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8番、余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。ちょっとだけお願いします。

まず35ページ、商工振興費の中の産業観光振興対策事業費のマイナス107万5千円についての、どういうものが減った中の減額なのかを教えてくださいと思います。

もう一つ、39ページ、事務局費の中の負担金、補助及び交付金、訓子府高等学校教育振興会議交付金が323万9千円のマイナスになりますけども、これはどういうもののマイナス、マイナスの内訳を教えてくださいと思います。

それともう一つ、40ページ、3項のスクールバス運行費の中のスクールバス代替特別運行業務費50万のマイナスになりますと、これは対象は何の、どういうスクールバスのどういう使い方の中のマイナス50なのかお教えてください。

以上です。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 議案35ページ、7款、1項、2目、商工業振興費の負担金の産業観光振興協議会活動費負担金、この部分につきましては、補正前の部分で450万組んでおりました。それも1回、さむさむまつりの時に1回落とした額で450万現在組んでおります。そして補正後、今回は279万5千円の実績と。これがうちの町から産業観光振興協議会に出した負担金の合計となっております。この部分で2月開催予定であった、さむさむまつりが中止となりまして、産観に出す部分の負担金下がったというようなことでありまして、町で負担している279万5千円という部分の内訳を申し上げますと、花火大会で180万、夏の部分の花火で180万、冬の花火で100万、あとイベント助成という部分でネット上で訓子府の特産物を応援するという企画を打ちました。その部分で1万963円で、商工会の歳末の売り出しと抽選会の部分で30万、そういった部分で産業観光振興協議会のお金をトータル335万ぐらいの実績で使っていると。その中の町費で279万5千円を充てております。あとは差額はこういった部分で負担しているのかというのは、JAからの補助金だとか実践会とか町内会連協の負担金とか、そういったもので賄っております。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 39ページ、教育費、10款、1項、2目、事務局費の負担

金、補助及び交付金、北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金の減でございますが、これにつきましては、訓子府高校の通学補助の部分が大きいんですが、毎年40人で、新入学生、1年生、40人で積算をしておりますが、入学者20名ということで、町内の子もいますので、十数名ということの部分での減でございます。

それから、次のページの3目のスクールバス運行費の委託料、スクールバス代替特別運行業務の50万の減ですが、これはコロナにおいてですね、部活動ですとか少年団等の大会等で行く部分がなくなったということでの減でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。議案書53ページ。

ご質疑ありませんか。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。56ページの6款、3項の2目、第三者納付金について、ちょっとこういう例はじめてなんですが、少し内容を教えていただきたいと思います。どういう例なのかということをお願いしたいと思います。

あと58ページの、2款、4項、1目、出産育児一時金ですが、今年度の子どもの数を教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず、1点目、56ページの6款、3項、2目、第三者納付金の部分です。こちらの内容というご質問だったと思いますが、こちらにつきましては、第三者納付金といいますのは、交通事故等で本来、交通事故等によるけがとかは医療費というのは国民健康保険等で払わないという仕組みになってございますけれども、その人によっては医療機関にかかる際に、そのまま保険証を使って利用される方がいます。そういった方に対しては、こちらの方から返還請求を求めています。それに対しての今回、雑入で334万3千円収入として計上しておりますけれども、この方、医療費自体が393万5千円ほどかかっておりまして、過失割合がありまして、15%の本人過失があつて85%の部分を返還してもらうということで334万3千円を計上してございます。

次に、58ページ、出産育児の部分でございますけれども、こちら町の今年度出産した人数ということでしょうか、それとも国保に加入している人で出産育児一時金を、今年度生まれの方の人数はちょっと把握してませんが、国保の方では4名、出産育児一時金を支給してございます。産婦健診という部分がありまして、そちらの方で14名の方に交付してまして、おそらく14名かと思われます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。議案書61ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。
次に、議案第4号の質疑を許します。議案書65ページ。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。
次に、議案第5号の質疑を許します。議案書75ページ。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。
次に、議案第6号の質疑を許します。議案書82ページ。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。
議事に入ります前に、先ほど山田議員からの質問に対して答弁の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 先ほど、山田議員から本町の人口と対象者数ということでご質問がありましたけども、そちらの方を訂正させていただきます。1月6日現在の人口は4,809人で変わりありません。それで接種対象者3,600人ほどと申し上げましたけども4,127人でございます。うち高齢者は1,866人という状況でございます。

申し訳ありません。

○議長（須河 徹君） これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。
まず各案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎町政執行方針、教育行政執行方針

○議長（須河 徹君） 日程第15、菊池町長から町政執行方針、林教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） はじめに、昨年は訓子府町が2世紀を迎えた節目の年でありましたが、新型コロナウイルス感染症に翻弄^{ほんろう}され、町民生活にも多くの影響を及ぼしました。

いまだ感染の収束が見えない中、我が国はもとより世界中で新型コロナウイルス感染症により亡くなられた多くの方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方の一日も早い回復をお祈りいたします。

また、現場で治療にあたっている医師、看護師などの医療機関等のスタッフをはじめとした関係者のご尽力に感謝と敬意を表するものであります。

今年は2万人に及ぶ犠牲者を出すなど、大きな被害をもたらした東日本大震災から10年が経過し、決して忘れてはならない惨事を教訓に本町の町民の暮らしを守り、発展を肝に命じ、みんなで創る『くんねっぷの元気』の歩みを止めることなく、町民の皆さまと共に「すべての町民にやさしい町づくり」をめざすことを目標に掲げ、皆さまのご理解をいただきながら町政運営に取り組み、この度4期目の折り返しを迎えることとなりました。

令和3年第1回定例町議会の開会にあたり、本年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

世界中を席卷している新型コロナウイルス感染症は、感染者が1億人を超え、多くの死者を数え世界全体の経済活動や社会活動が停止するなど大きな影響を与えています。

日本国内においても、昨年1月に初めて感染者が確認されて以来一年を越えるなか、ようやくワクチン接種の準備が整いつつあります。

本町においては、昨年2月23日に北見市での感染者が確認され、26日には北海道知事の記者会見での全道小中学校の臨時休校要請の唐突な発表、翌日には首相が全国の小、中、高等学校などの臨時休校の要請を行い、さらには公共施設の臨時休館、開館時間の短縮など地域協議を経ない要請が続きました。

3月18日には知事が北海道独自の緊急事態宣言を発し、国は4月7日に初めての緊急事態宣言を、本年1月8日には感染第3波の拡大により2回目の法律に基づく緊急事態宣言を発出しました。

また、マスク、消毒液の品薄、価格上昇などを背景にした「政府配給の布マスク」、「GOTOトラベル」、「GOTOイート」の実施、中止、延期のほか、内閣総理大臣の交代な

ど政権が揺らいでいたことや一部の心ない差別的風潮など多くの課題を私たちの暮らしに残していることも事実であり、町民の多くの方が我慢を強いられた1年ではなかったでしょうか。

本町においては、さまざまな事業の中止を相次いで決断するなか、11月1日には感染予防対策を講じながら開町100周年、町制施行70年記念式典を挙行し、先人の偉業と訓子府町の歴史、未来への決意を後世に伝えられたことは一つの心の救いとなりました。

唯一絶対の正しい選択肢がない中、より望ましい対策を考え、「町民が主役の、町民によるまちづくり」を実現していく必要があります。

本年度は、次に申し上げる三つのことを基本に町政にあたってまいります。

一つ目は「新しい日常に向けたまちづくり」の推進であります。

新型コロナウイルス感染症には特效薬がなく、一つの光明として期待されるのが新たに開発されたワクチンの接種であります。

来月から65歳以上の高齢者のワクチン接種が始まりますが、接種の感染拡大防止への効果やワクチン効果の持続性など手探りの状態にもあり、今後においても予断を許さない状況にあります。

こうした中、新型コロナウイルスと向き合う新しい日常に向けたまちづくりへと意識を転換すべきではないでしょうか。

国の第2期地方創生総合戦略に挙げられています「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」との目標で、新しい関係人口の創出も含めた東京一極集中からの脱却が掲げられています。

現在のコロナ禍や若者の田園回帰志向により数年ぶりに東京都の人口が転出超過となっているなかで、全国で5,500人、道内で630人が活動している地域おこし協力隊を本町においても募集し、地域おこし協力隊活動費助成金、移住支援金制度を創設し、関係人口の創出や移住機会の提供に努めてまいります。

感染対策として在宅で仕事をするテレワークなど新しい働き方も広がり、仕事の間を地方に移す取り組みも進んでいます。

酪農家等からの要望により平成23年度から積極的な要請活動に取り組んできた実践会地区での光ケーブルの敷設が始まります。

ローカル5^{ファイブジー}G環境を活用した酪農の省力化、効率化のための開発実証試験の検討も進められています。

本町基幹産業の農業での活用はもとより、生活環境の充実、テレワーク環境の整備にも努めてまいります。

また、GIGAスクール構想の実現に向けて、昨年整備した児童生徒一人一台の学習用コンピュータと高速大容量通信ネットワークによるICT^{アイシーティ}を活用した学習に取り組んでまいります。

二つ目は「持続可能なまちづくり」の推進であります。

昨年の国勢調査では人口が4,600人台になり、少子化、高齢人口の増加などの課題のなか、将来にわたり持続可能な社会を築き、住み続けることができるまちづくりに取り組んでまいります。

建設から半世紀が過ぎ老朽化した消防庁舎建設に着工、町道駒里弥生線の舗装修繕を継

続、豊田橋橋梁長寿命化修繕事業を実施し、中学校の暖房ボイラー、除雪専用車、スクールバスの更新や上水道の老朽管更新、豊坂・清住地区の道営訓子府川南地区営農飲雑用水事業による配水管整備、下水道では集落排水管理センターの各種設備の更新整備など町民の生活、生命の根幹にかかわるインフラの維持、整備を進めてまいります。

また、こうした施策を支える行財政基盤の確立も重要であり、本年2月に策定の第5次行政改革大綱などに基づく行政改革の推進にも取り組んでまいります。

三つ目は「町民の希望に寄り添い安心して暮らせるまちづくり」の推進であります。

このまちで生を受け、このまちで人生を終えるまでライフステージのどの場面においても健やかで心豊かに安心して暮らしを送ることは町民の誰もが望むことであります。

エスディージーズ
SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現は、国際社会においても共通の目標であります。

周産期から子育て支援、教育の充実、就業など若い世代が抱える課題、医療・介護・保健福祉サービスの維持、拡充、生活交通の確保など高齢者や障がい者が抱える課題などライフステージのあらゆる場面で町民の希望に寄り添い安心して暮らせる活力に満ちた町を築いてまいります。

1月22日には広島、長崎の原爆投下から75年を越えて、核兵器を非人道的と明記し、開発や保有、使用を全面的に違法化し廃絶をめざす国際法規である「核兵器禁止条約」が51か国の批准により発効されました。

残念ながら唯一の戦争被爆国である日本は不参加であり、二度と惨禍が繰り返されないよう訴えて続けてきた被爆者の願いは届いておりません。

私は、世界165か国、8千人が参加する平和首長会議の加盟自治体の一員として、核廃絶と世界恒久平和の実現に向け平和希求の行動を進めてまいります。

＝町づくりの目標実現に向けた主な施策＝

次に、令和3年度において、私が取り組む主な施策の推進について第6次訓子府町総合計画の七つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の1点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

1990年の全国合計特殊出生率「1.57」ショックを契機に、4年後の「エンゼルプラン」が国を挙げた少子化対策のスタートでありました。

およそ30年にわたり「子ども子育て支援法」制定や地方創生総合戦略の「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標として掲げた実効性のある少子化対策を進めていますが、依然として出生数、合計特殊出生率は改善されていません。

本町におきましては昨年は25人が出生していますが、引き続き子どもを産み、育児ができる支援や体制の充実を図り「子育てするなら訓子府」という町の魅力を発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができる町づくりに努めてまいります。

【認定こども園】

認定こども園「わくわく園」は、昨年開設5周年を迎え町内の3歳以上児はほぼ100%、3歳未満児は7割以上の158名が通園し、異年齢との交流や年齢に応じた発達を促すための質の高い教育と保育の実践活動を推進しています。

国の制度による幼児教育・保育の無償化のほか、多子世帯を含む本町独自の保育料軽減を継続し、保育教諭・特別な支援を必要とする園児のための支援員の配置と研修の充実、「絵本のいえ」園児用図書の整備など保育体制や教育保育環境の充実に努めてまいります。

【子育て支援・子育て支援センター・児童センター】

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念とした「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

周産期には、特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診、産後ケア事業を継続し、出産期の不安解消を図ってまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査、新生児聴覚検査費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種をはじめとしたインフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」は昨年開設から10周年を迎え、乳幼児期の保護者と子どもの交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業などの実施により妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。

また、昨年設置された「子育て世代包括支援センター」は各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、発達支援事業や美幌療育病院専門職による年中児健康相談、小中学校の発達支援事業、障害児自立支援事業などにより早期発見、療育を行ってまいります。

また、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、中学生までを対象とする医療費助成など子どもの医療および発達支援対策を継続して進めてまいります。

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

本町の基幹産業である農業は、天候に恵まれ作柄は平年並みを確保しましたが、新型コロナウイルス感染拡大地域を中心に業務用の需要減少を反映した価格下落などによる農業所得の大幅な低下が予想されています。

こういった状況にはありますが、農業の原点に戻り基盤整備事業を推進し、ホクレン実証農場での^{さんげんこうはい}3元交配による乳牛の誕生や独立行政法人北見農業試験場での牧草新品種「北見35号」の開発など、本町の財産とも言える研究機関との連携と支援に努めてまいります。

また、光ファイバ網の環境整備によるICTを活用した農業の省力化の研究を進め、環境に配慮した安全、安心な生産物の差別化、特産品化など、きたみらい農協や第50回日本農業賞大賞を受賞したきたみらい玉ねぎ振興会などの生産者団体などと連携し、農業・農村発展のために取り組んでまいります。

一方では、コロナ禍のなか、北海道内では感染第1波から第3波の自粛要請などが発せられ、本町においても飲食店および旅館などのサービス業に多くの影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症の収束は見通すことができませんが、我慢を強いられている事業経営者の元気維持のため商工会等と連携した支援に努めてまいります。

【新型コロナウイルス感染症対策】

国では、農業者対策として外食産業等の需要減少に伴う卸売市場での売上げ減少を背景に、昨年4月に「高収益作物次期作支援交付金」制度を創設し、次期作の資材や機械導入等の生産活動に対する支援を行うこととし、さまざまな要請を受け制度が運用されています。

この交付金については訓子府町農業再生協議会を通じて交付されるため、きたみらい農協と連携し組織運営を図ってまいります。

また、感染防止対策として、人と人の接触機会の低減に向けた協力要請などが出され、飲食店での会合の自粛要請のほか、北海道独自の緊急事態宣言下での飲食店の営業時間短縮や休業要請など町内の事業者の方は我慢を強いられています。

去年は2度にわたる町独自の経営継続支援事業補助金、プレミアム付商品券などの発行により下支えしてまいりましたが、本年度におきましても商工会等関係機関と連携し、社会、経済状況を見極め柔軟で迅速に対応できるよう努めてまいります。

【農業生産基盤の整備】についてであります。

全体事業費が150億円を超える、第4期農業基盤整備事業も開始から9年目を迎え6地区の事業を継続してまいります。

本年は柏丘北地区南7線道路の改良舗装の完了のほか、訓子府川南地区での営農飲雑用水、永井の沢整備、北東地区では穂波川の工事に着手、山林川は排水路工事を進捗し、中央1期、2期地区では土地改良区用水路整備、ほ場配管、リールマシンの導入や面工事整備に取り組んでまいります。

【農業後継者の育成】

去年は5名の後継者が戻ってまいりました。基幹産業の農業の将来は、新規就農者の彼らが経営能力を備えた農業者として育っていくことが重要であります。

新規就農者等支援条例に基づく認定新規就農者等への支援、国の制度を活用した農業次世代人材投資資金による2経営体への就農初期段階の支援をはじめ、農業後継者の就農への支援など基幹産業である農業の後継者対策を継続して推進してまいります。

くねねぶ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場と農業後継者等との連携による玉ねぎの極早生品種の品質向上研究、北海道大学サテライト活動による生産者と研究者の交流、担い手の消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を実施してまいります。

担い手相談員と協力員を配置しての農業後継者配偶者対策、酪農実習生受入推進事業や農業体験実習生の受け入れなど農業担い手対策に取り組んでまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会における新たに更新されたコンバインの整備資金のほか、農業経営基盤強化資金、異常気象対策資金への利子補給や経営所得安定対策の各種交付金事務などに取り組んでまいります。

【畜産経営の効率化】

乳牛検定事業、家畜資質改善対策事業、伝染病予防対策として畜産環境整備事業のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

共同利用模範牧場に関しては、入牧牛の適正飼養管理、草地の維持管理、さらに入牧牛の確保による運営の安定化に努めてまいります。

【魅力ある農業と理解される農業の確立】では、自家栽培作物の加工品開発、販売などの6次産業化、ふるさと納税の返礼品への参加などの農業と連携した取り組みを支援、発展させてまいります。

一方では、きたみらい農協と連携した、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、試験圃場設置などにより新技術や品種改良を行う農業技術対策事業、農業者などによる農地および用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する補助、農業交流センターを活用した地域加工グループの取り組みに対して支援をしてまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除のほか、くくりわなの貸し出しによる駆除の実施、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な^{ざんし}残滓処理に取り組んでまいります。

【森を守り育てる】では、昨年、永年林業に従事された町内の2名の方が、優秀な私有林を管理されてきた功績から全国林業経営推奨行事で農林水産大臣賞、森と人を育てるコンクルの森林所有者トドマツ部門で優秀賞を相次いで受賞されました。

本町では林業従事者が減少している状況にありますが、町の面積の48パーセントを森林が占め、森林の持つ多様な機能を活用するためにも荒廃を防ぎ、適切に森林を保全していく必要があります。

本年は森林環境譲与税基金を財源とした森林環境保全整備事業を新規に創設し、国の補助対象とならない搬出間伐などを支援してまいります。また、一般民有林の人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する補助などを継続し、常盤林道に架かる愛林橋の長寿命化橋梁点検を新たに進めてまいります。

町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた計画的な森林管理を行うため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{エスジェック}SGEC森林認証の規定に基づき、保安林とあわせて持続可能な森林経営を推進してまいります。

【商工観光の活性化】では、昨年11月には、昭和32年に現在地で農協デパートとして開設され63年もの間、農協組合員をはじめ市街地の皆さんから愛されてきたAコープ店舗が閉店しましたが、その数日前には向かい側の空き店舗に菓子工房が新規出店するなど本町の商業環境は大きく変貌しています。

町内への大型店舗出店や人口減少などによる消費購買力の低下など非常に厳しい商業環境が続く、業績低迷、経営者の高齢化などから空き店舗も多く散見されます。

新たに営業を行う事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業、既存店舗の改修に要する経費の一部を補助する店舗改修事業などの空き店舗対策を継続してまいります。

厳しい環境が続く小売商業およびサービス業は、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商工会活動費を支援するとともに中小企業・小規模企業振興計画および経

営発達支援計画の実施、ストリートフェスタやはしご酒などのイベントを通じた基幹産業の農業との連携を視野に商店街等活性化推進対策費を助成してまいります。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を継続し、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保のほか、担い手の育成をめざし町の基金を活用した産業後継者教育推進協議会交付金事業を実施するなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融資運用基金貸付事業と利子補給、新型コロナウイルス対策中小企業特別融資保証補助金、町内企業との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

昨年度はすべてのイベントが中止となった観光面では、ふるさとまつり、さむさむまつりなど恒例のイベントを開催するなど町の元気づくりにも取り組んでまいります。

また、機会あるごとに特産品の紹介や町のイメージキャラクターである「めろねっぷ」と「たまねっぷ」を活用した町のPRやイメージアップにも取り組んでまいります。

将来目標の3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができる医療、介護、保健福祉の充実したまちづくりを進めます。

【新型コロナウイルス感染症】は、世界中にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症は、昨年末から各国でワクチン接種が開始されています。

我が国でも先月から医療関係者、来月には65歳以上の高齢者の接種が始まろうとしています。

本町におきましては、ワクチン接種機能やワクチン供給を担う国、北海道、医療機関等と連携した接種体制の構築と計画的な町民への接種に努めてまいります。

【高齢者福祉・介護保険】

昨年策定した第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように地域の特性に応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの提供を可能にする仕組みづくりを推進してまいります。

「認知症初期集中支援チーム」では北見赤十字病院と連携し、「生活支援コーディネーター」は社会福祉協議会に委託するなど、医療と介護サービスが連続した支援体制を構築するとともに、地域での支え合いの具体化を話し合う「協議体」活動を促進します。

介護給付は年々続伸している状況にあり、第8期介護保険事業計画においては保険料基準額が16%増、5千円を超えることとなりますが、第1段階から第3段階の保険料軽減を図り、誰もが自分らしく暮らし続けていける地域づくりに努めてまいります。

在宅の高齢者に対しては、訪問介護支援および居宅介護支援事業を行う社会福祉協議会に対する収支補てん、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、配食サービス、老人クラブ連合会による訪問サービス、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、高齢者住宅改造費助成、紙おむつの購入助成を受けている方への指定ごみ袋無償配布事業などの高齢者在宅サービス事業、地域包括支援センターにおける相談体制の充実および高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業のほか、自主活動による「いきいき百歳体操」を支援するなど、介護予防事業を引き続き実施してまいり

ます。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携したボランティア活動、老人クラブの支援や高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むとともに、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を引き続き開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対して今後とも支援、協力してまいります。

収支不足が続いている特別養護老人ホーム「静寿園」は、住み慣れた地域で暮らす方が安心できるよう、運営する「訓子府福祉会」に経営改善に向けた支援を継続してまいります。

【地域福祉の推進】では、町の中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

【保健・医療対策】

長寿社会を迎え、健康寿命の延伸は町民の願いであります。

町民の健康づくりや保健は、11月に健康月間事業として睡眠、食事、運動講座を開催するほか、町民健診、後期高齢者健診、各種検診・検査事業、がんの早期発見、早期治療のためPET-CT^{ペットシーティ}がん検診の助成、高齢者インフルエンザ予防接種や成人用肺炎球菌予防接種のほか、国と連携した追加の風しんの抗体検査、新たに新型インフルエンザ予防接種パンデミック対応ツールを導入するなど感染症対策に取り組んでまいります。

保健・医療に関しましては、地元医療機関と連携した事業展開、休日における救急医療体制の確保、また、精神疾患、人工透析患者などの特定疾患患者の通院や訪問看護利用に係る交通費助成など継続してまいります。

国民健康保険事業は、医療保険制度の周知や独自の健診、脳ドック助成、健康教育指導などを実施してまいります。

【障がい者福祉の推進】では、障がい者福祉に関しましては、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会の確保など、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を目指した障害者総合支援法に基づく、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域定住自立圏を構成する市町を区域とした地域生活支援拠点を北見市内、美幌町に第1多機能拠点、第2多機能拠点を指定、整備し、本年より運用が始まる第1多機能拠点を中心に障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障害者外出支援サービス、配食サービス、重度身体障害者交通費助成、障がい者グループホーム「もりの風」の運営支援のほか、新たに障がい者就労支援を通じ障がい者福祉の増進に貢献している「きらきら本舗」の運営費を支援するなど、障がい者福祉の充実に努めてまいります。

地域包括ケアシステムを支える人材は、多くの離職者などにより慢性的な人手不足となっています。人材の確保に向けた求人広告への助成を行い、施設の安定した運営を支援するとともに定住化に向けた取り組みも検討してまいります。

将来目標の４点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の広がりには教育活動に大きな影響を及ぼしました。本年は「第２期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と連携し、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮しながら、「教育の町・くんねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

【学校教育】

学校教育では、「GIGAスクール構想」により一人一台の学習用コンピュータの整備が進み、高速通信ネットワークを活用した新しい教育環境の整備に努めてまいります。

確かな学力の育成のため、小中学校に町単独の臨時講師および特別支援教育支援員を配置、語学指導助手はこども園から小中学校、さらには、訓子府高等学校までの英語教育の実践的学習に取り組んでまいります。

そのほか、生徒指導や教職員研修の推進、特別支援教育運営の充実を図るため教育振興事業交付金を継続するほか、教科用教材等の整備、充実を図ってまいります。

豊かな心と健やかな体の育成に向けて、児童生徒の健康診断や検診、小学校におけるフッ化物洗口の実施などを継続して取り組んでまいります。

コミュニティ・スクール担当、学校教育担当の２名の教育専門員の配置や学校運営協議会、地域学校協働活動などを通じた認定こども園から訓子府高等学校までが一体となった子どもたちの学びや成長を支える特色あるコミュニティ・スクール活動「ふるさと教育」を推進してまいります。

建設から３０年が経過する中学校の暖房ボイラーの改修のほか、各学校施設の維持管理や施設の補修、スクールバスの更新など快適で安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

就学機会の均等を図るため、要保護・準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励、就学後における発達に関わる相談・指導事業を継続して取り組んでまいります。

奨学資金貸付制度を継続し、家庭の経済的事情に関わらず夢に向かって頑張ることができる環境の充実にも努めてまいります。

町内唯一の高校である北海道訓子府高等学校は、入学生徒の減少が続いていますが、昨年からコミュニティ・スクール活動の「ふるさと教育」により地域とともにある学校づくりを進め、訓子府高等学校、訓子府高等学校教育振興会議や同窓会など地域が一体となった入学者確保に向けた学校の魅力発信等に努めるとともに、給食の提供、入学準備、修学旅行助成や資格取得補助、通学費助成などを継続してまいります。

【社会教育の推進】

新型コロナウイルス感染症は、地域社会の絆や支え合いにも大きな影響を与えています。

「すこやかな心と体で『ちょっといいね！』」を基本理念とする「第２期社会教育中期計画」に基づき青少年教育では、体験活動の充実やみつばちクラブの運営支援、子ども会活動の推進、スポーツ少年団の育成、４Ｈクラブや青年団体連絡協議会の活動支援に取り組んでまいります。

成人教育では、くんねっぷの未来づくり大会、公民館講座、くんねっぷ巡回講座など多様な学びを支援し、はぐくみ講座の開催、若がえり学級を通じた高齢者の学習支援に取り

組んでまいります。

社会教育活動の活性化などを図るため、社会教育委員の研修やスポーツ指導者などの養成、各種団体・サークルの活動支援や交流促進、産業後継者教育に取り組んでまいります。

文化芸術につきましては、武蔵野美術大学と連携した彫刻作品の公開制作と設置、「旅するムサビ」のワークショップ、彫刻体験ワークショップなどを内容とするアート・タウン・プロジェクトに取り組み、文化芸術に親しむ機会として、音楽の広場、秋の文化祭などを開催し、また文化連盟に対する補助も引き続き行ってまいります。

【図書館】です。

町民の本棚として親しまれている図書館については、読書活動推進計画に基づいた図書の内容充実を図るなど、利用促進に努めてまいります。

懸案であります図書館建設は、他の緊急的な大型事業を優先したことからいまだ具体化できずにおりますが、小中学校へ図書館司書を継続して派遣するとともに、ブックスタート、絵本セット貸出、絵本ライブなどの開催や国立国会図書館と連携したデジタル資料の提供や図書の宅配、高齢者への読み聞かせなど、子どもから大人まで生涯にわたって、誰もが読書を楽しめる環境づくりを推進してまいります。

【その他社会教育施設の充実等】です。

オープンから2年が経過したスポーツセンターは、スポーツと健康づくりの拠点としてスポーツインストラクターの配置を継続し、子どもから高齢者までいつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

屋内ゲートボール場の内部塗装工事を実施するほか、温水プールの受電設備の改修など施設機能保持と利用者に配慮した適正な管理に努め、各種大会の開催など、町内外の人たちの利用促進にも努めてまいります。

公民館は、生涯学習や集会機能を有する町の拠点施設であり、引き続き、人にやさしい利用しやすい施設運営に努めてまいります。

将来目標の5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備はまちづくりの基本であり、町民の日常生活や経済活動を支えています。

道路、橋梁、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの設備は経年劣化しているため長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。また、充実した高速、快適な通信環境を確保するため、光ファイバの未整備区域への整備を進めてまいります。

【定住促進・関係人口】

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。特に公的借家である町営住宅は、昨年度改正した「訓子府町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、幸栄団地で1棟4戸の3か所給湯などの居住性向上改修、穂波団地では1棟4戸の屋根、外装の長寿命化改修を実施し、定住や移住を希望される方に空き家情報を提供する空き家バンク制度と空き家購入やリフォーム費用に対し助成支援する空き家活用定住対策補助を継続してまいります。

一方では移住コンシェルジュを担う地域おこし協力隊を採用、地域おこし協力隊活動費助成金および移住支援金などの制度を創設し、移住機会の提供のほか、関係人口の創出に

努めてまいります。

【道路橋梁・河川の整備】については、道路整備については、地域の方々の願いであった町道南7線の改良舗装約5kmが道営事業により9年の歳月をかけ完成を予定しています。本年度は豊田橋の長寿命化修繕工事に新たに着工し、除雪専用車を更新整備してまいります。また、駒里弥生線の町道舗装修繕事業を継続し、区画線補修、側溝修繕はじめ道路維持を実施するなど安心できる道路管理に努めてまいります。

また、道道北見置戸線穂波地区の車道拡幅および歩道、バスベ이의整備など工事の早期完成に向けて北海道へ要請してまいります。

河川につきましては、山林川を道営水利施設等整備事業により、永井の沢川、穂波川は道営水利施設等保全高度化事業による整備を継続し、桜川、中ノ沢川の一部補修のほか、町内河川の護岸補修や雑木処理など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川およびポンケトナイ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門新設、シルコマベツ川の改修事業の進捗のほか、長年被災が続く国営地域整備方向検討調査に着手している紅葉川など引き続き関係機関に強く要請し、災害の未然防止を図ってまいります。

【上下水道事業】

水道事業につきましては、道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業を活用し、豊坂、清住区域の営農飲雑用水整備のうち4,000メートルの配水管整備に着手するほか、道道北見置戸線道路工事に伴う配水管移設、東2丁目線、西27号線の老朽管更新事業のほか、浄水場等のポンプ更新を実施してまいります。

計画的に老朽管路更新を進め、安全、安心な水道水供給に向けた維持管理に努めてまいります。

下水道については、訓子府町農業集落排水管理センターの設備更新を継続し、施設長寿命化と機能強化を図ります。

また、令和6年の企業会計導入に向けた地方公営企業法適用委託業務に取り組んでまいります。

実践会地区での個別排水処理浄化槽の設置による水洗化の普及促進を図り、各施設を良好に維持管理し、快適な生活環境整備に努めてまいります。

【地域交通】は、北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期着工、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいります。

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスに車両更新購入費を含めた地域間幹線系統確保維持事業費補助金を路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで支援し、バス路線の維持、確保を図ってまいります。

地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

【環境衛生】につきましては、政府は、2050年の温室効果ガスの排出をゼロとする「2050カーボンニュートラル」を宣言しました。

加えて2035年までに新車販売での電動車の比率の100%実現を掲げ、脱炭素、二酸化炭素排出ゼロとする目標としました。

本町においては、ＬＥＤ化した街路灯、こども園の地中熱を活用した冷暖房などの整備を進めてきていますが、国で進める計画も見据え、地域資源を活用した再生可能エネルギーの開発、実証化の検討も必要と考えています。

このほか、収集方法が変更となるスプレー缶・カセットボンベなどのごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、１市２町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保を進めてまいります。

また、葬斎場「清陵苑」は、電気設備の修繕、良好な維持管理により利用者の利便性の向上のほか、墓地の適正な管理と合葬墓の運営を継続してまいります。

将来目標の６点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

自然災害は依然として全国で多発し、甚大な被害が発生しています。

いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

本年は、建築から５２年が経過し、日常的には救急救命、火災への対応のほか、災害時には重要な拠点となる消防庁舎の建設に着工してまいります。

【住民安全の推進】については、災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計による避難勧告や避難指示など関係機関と連携した町民の命を守るシステムを活用してまいります。また、救命胴衣整備や新型コロナウイルス感染症予防対策品などの整備により地域防災力の強化を図ってまいります。

消防体制に関しては、災害時の拠点となる消防庁舎の建設に着工し、業務引継ぎのための消防職員を１名採用し、消防資機材の適正な維持管理や消防団への加入促進など消防体制の強化を図ってまいります。

交通安全対策は、昨年１２月に交通事故死ゼロ３，０００日を達成したところであります。

本年度においても、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員を中心とした地域の方による、定例および期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上と減速を促す区画線を設置するなど、交通安全施設の維持管理により今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

昨年８月には、北海道警察の要請などにより防犯カメラを設置し、犯罪抑制に努めているところであります。

子どもたちを襲う通り魔的な犯行はあってはならないことであります。防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の７点目は、『みんなの力で』暮らしやすいまちづくりについてであります。

私の政策の原点である、「町は町民のものであり、町民が町政の主役である」との理念をこのコロナ禍でこそ具体的に推進し、新型コロナウイルス感染症を予防したまちづくり活動への積極的な参加、強固な行財政基盤など町民の皆さまと共に暮らしやすい町を築いて

まいります。

【デジタル改革】

政府は、この秋のデジタル庁の創設を掲げました。国全体をデジタル化するために地方自治体にも多くのことが示されています。

はじめにコストを抑える地方自治体の基幹システムの統一であります。

昨年本別町、大樹町との3町による「ひがし北海道クラウド協議会」を設立し、基幹系業務システムの共同利用、データのクラウド利用を令和4年4月運用に向けて端末等の整備を進めてまいります。

【住民参画の推進等】については、まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言のほか車座トーク、夜間町長室開放や町民からの意見による住民が主役となるまちづくりを進めてまいります。

また、ホームページやSNSを活用した積極的な行政情報の発信に努めてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自主防災組織や高齢者福祉の取り組みが進められており、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりのため引き続き支援するとともに、住民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援も検討してまいります。

本年度も町民税1%を活用したまちづくりパワーアップ特別対策事業を実施し、町づくりや地域づくり、まちおこしの推進に寄与する事業の掘り起こしや6次産業化のきっかけづくりにつなげるとともに、コミュニティ施設整備や活動も支援してまいります。

広報などを通じ、男女共同参画社会の理念などを普及する一方、数年前から活動が活発となっている女性グループなど、女性の方たちのさまざまな取り組みが動き出しています。こうした活動を見守りつつ、必要に応じ助言を行うなど、女性の社会参加促進にも努めてまいります。

【地域間交流】です。

本年は、高知県津野町と姉妹町の協定を締結してから20周年を迎える節目の年となります。津野町での記念式典の開催とそれに伴う「ふるさと訪問団」の派遣のほか、記念誌の発行等記念事業を実施してまいります。

【行財政運営】

行政運営につきましては、本年2月に三つの基本方針と10の基本項目にわたる「第5次行政改革大綱」を策定いたしました。

人口減少、少子高齢化など行財政運営の変革の時代を迎え、新たな時代に対応でき、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメントと組織、業務の見直しなどを推進してまいります。

財政運営にあたっては、本年度は消防庁舎建設の大型事業に着工しますが、国や北海道などの補助事業等の有効な活用を原則とし、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つであります。

昨年度延期された自治大学校への職員派遣、人口390人の高知県大川村で開催される

全国小さくても輝く自治体フォーラムへの派遣、姉妹町津野町への現在5人目の人事交流を継続するほか、職員自らが企画する道外自主研修を継続するなど、自治体職員としての能力養成に努めてまいります。

また、制度開始から地域に浸透しつつある地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につなげる体制整備も検討してまいります。

＝むすび＝になりますが、以上、私の基本姿勢と令和3年度の主要な施策の一端を述べさせていただきました。

早いもので平成29年度にスタートした第6次訓子府町総合計画も前期重点プロジェクトの最終年度となりました。

前期5年間では特に重点的・分野横断的に取り組むべき施策について「前期重点プロジェクト」と位置づけ、基幹産業である農業の持続的発展をはじめとした産業の活性化、社会資本整備や地域防災力の強化、子育て支援、教育活動の活性化を推進し住まいなど誰もが安心して暮らせる環境を確保するため限られた経営資源を計画的、効果的に活用するものでありました。

施策的には、着々と進めてきていますが、継続して行うことにより効果の高いものもあり、最終年度もさらに三つの重点施策を進め、第6次総合計画の将来目標に掲げた「ちょっといいね！」がたくさんあるまちをめざしてまいります。

一方では、未知の新型コロナウイルス感染症の影響により大きく環境が変わるものもあり、柔軟な対応も必要となります。

感染防止対策としての咳エチケット、マスク着用、消毒は当然として、人と人の接触を避ける、外出自粛による引きこもりなどにより地域の絆、地域社会のつながり、支え合いは大きく希薄化し、まちづくり活動が停滞していることも事実であります。

喫緊の課題である新型コロナウイルスワクチンの接種が秒読み段階に入っておりますが、確かな情報提供と広報活動により誰もが安心して接種できるように努めるほか、全町民はもとより困窮世帯等への支援を新たに検討してまいります。

また、疲弊する経済界を励まし、勇気付けていくための支援、後押しのほか、経営事業者の意識改革をどうしていくのかこれからの大きな課題ではないでしょうか。

いずれにしましても、山積する多くの課題にひるむことなく、この町に住むことの喜び、幸せを実感し、若者たちが魅力的に思える町づくり、私が掲げた政策目標、「すべての町民にやさしい町づくり、みんなで創る訓子府の元気」の歩みを止めることなく、持てる力の限りを尽くしてまいりたい決意であります。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和3年度の町政執行方針とさせていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ、これを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

教育長からの教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（林 秀貴君） 令和3年第1回定例町議会の開会にあたり、訓子府町教育行政の執行に関わる主要な施策について申し上げ、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

少子高齢化、グローバル化の進展、AIを含めた高度情報化、地域コミュニティの希薄化など、めまぐるしく社会が変化する時代となり、さらには新型コロナウイルス感染症の広がり、私たちの日常生活を始め、長期間にわたる臨時休校や文化・芸術・スポーツなど、子どもから高齢者まですべての町民の教育活動に大きな影響を及ぼしております。

このような中で、本町は昨年、開町100周年、町政施行70年の大きな節目を迎えました。先人たちは幾多の困難に直面するたびに、人々の英知と努力でそれを乗り越え、現在の訓子府町を築いてまいりました。その原動力は不屈の精神と教育に対する情熱であり、それは現代の私たちに受け継がれているものと考えております。

コロナ禍など予測困難な時代にあっても、本町が活力あるまちづくりを進めるためには、地域を支える人材づくりを担う教育の役割はますます重要であります。

新しい時代に向けても、「教育は人づくり」の視点に立って、未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち、一人一人が多様な個性・能力を活かし、豊かな人生を生涯にわたって学び続けられる教育環境づくりに努めてまいります。

教育行政執行方針の基本的な考えについて申し上げます。

変化が激しく、先の見通せない時代を迎え、ますます複雑化、多様化する教育課題の解決のため、町の教育、学術および文化の振興の方針を定めた「第2期訓子府町教育大綱」に基づき、基本目標である「学校教育」「社会教育」「子育て支援・幼児教育」とが連携を図り、未来を担う子どもたちが、生き生きと自分らしく成長できるよう、家庭や地域の教育力を高め、世代に応じた文化・芸術・スポーツの環境をつくり、活力ある地域社会を形成することができる教育行政の推進に努めてまいります。

主要施策の推進について申し上げます。

はじめに、「学校教育」における取り組みについて申し上げます。

教育を取り巻く情勢が大きく変わる中で、子どもたちが着実に社会を切り拓いていくためには、自ら学び、考え、課題を発見して解決する「生きる力」を育むことが重要です。

このために、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが「確かな学力」を身に付け、「豊かな心と健やかな体」を育む教育活動の充実に努めてまいります。

また、子どもたちが多様な体験活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持てるように地域と一体となった「ふるさと教育（訓子府学）」を推進してまいります。

確かな学力の育成については、「確かな学力」の育成には、学習意欲を高め、基礎的・基本的な知識や技能の習得が大切であり、そのために、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、町単独の臨時講師を配置し、授業でのチーム・ティーチングや習熟度別指導など、一人一人に応じたきめ細やかな指導体制を充実してまいります。

また、学校と家庭が連携しながら、子どもたちの基本的な学習・生活習慣の形成を図ってまいります。

小学校での外国語の教科化導入への対応やコミュニケーション能力の向上を図るため、認定こども園と各小中学校、さらには、訓子府高等学校などで語学指導助手を活用した英語教育の実践的学習を計画的に行ってまいります。

子どもたちの情報活用能力、問題発見・解決能力を身に付けていくために「GIGAスクール構想」により各小中学校に導入した児童生徒1人1台の学習用コンピュータと高速大容量通信ネットワークを活用し、国の事業による試験的なデジタル教科書の導入や、学習支援ソフトなどを利用した授業の展開を図るなど、新しい時代を見据えたICT教育を推進してまいります。

また、スマートフォンやパソコンなどの情報機器によるトラブルの未然防止と、使い方を含めたルールづくりのため、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育に取り組んでまいります。

豊かな心と健やかな体の育成については、人間関係が希薄化・複雑化する中で、子どもたちが豊かな心や人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるように、地域での交流や文化・芸術活動などの多様な体験活動とあわせ、道德教育の推進を図り「心の教育」や「健康教育」の充実に取り組んでまいります。

子どもにとって読書活動は、感性を磨き、創造力を高めるために大切なものであり、言語活動の充実が学力をはじめ学習の基本となることから、引き続き図書館司書の活用を図りながら、各学校の担当教職員との連携を深め、学校図書室の環境整備と読書活動の推進に努めてまいります。

子どもたちが、より楽しく充実した学校生活を送るためには、子ども同士の人間関係づくりが大切です。

そのためにも「いじめは絶対許されない」との共通認識のもと、アンケート調査による実態把握や日常的な教育相談などを実施し、未然防止、早期発見、早期対応に各学校と連携を図りながら取り組んでまいります。

子どもたちの心身ともに健やかな育ちを支えるため、各学校で創意工夫した体力・運動能力向上の取り組みを推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した運動機会の充実を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、学校における「新しい生活様式」に基づき子どもたちが安心して心身ともに健康な生活が送れるように学校環境の維持に努めてまいります。

また、子どもたちの健康の保持増進については、各種健康診断、健康教育の充実を図るとともに、認定こども園から各小学校において、むし歯予防対策に効果があるフッ化物洗口を継続してまいります。

地域と連携した教育力の向上については、子どもたちが、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材となっていくために、訓子府町の産業や自然環境などの特性を活かしたコミュニティ・スクール活動により、認定こども園から小中学校、訓子府高等学校までの一貫した「ふるさと教育（訓子府学）」を、地域と連携しながら、発達段階に応じた多様な体験活動を推進してまいります。

教職員の一人一人の授業力の向上に向けて校内研修体制などの充実や指導方法の工夫改善に努めるとともに、地域や保護者から信頼される教職員の育成に取り組んでまいります。

また、昨年度から各小中学校に導入した校務支援システムによる業務の効率化とスリム化を図りながら、教職員の働き方改革を進めてまいります。

学習環境の充実と安全教育の推進については、子どもたちが、快適で安心して学べる良好な学習環境のため、学校施設の継続的な点検を行い、適切な維持管理に努めてまいります。本年度は経年劣化した訓子府中学校の「暖房用ボイラー」の更新を行ってまいります。

子どもたちの安全・安心を確保するために、「自らの安全は自らが守る」との視点に立ちながら、防犯や交通安全、防災、登下校の「ながら見守り」活動などを関係機関と協力し、地域ぐるみで防犯・防災教育の充実に取り組んでまいります。

スクールバスの運行については、安全第一に努め、昨年度に引き続き老朽化したスクールバス1台を更新し、安定的な運行を行ってまいります。

開かれた学校づくりについては、地域の特色や創意工夫を活かした学校づくりのため、地域全体が学校の応援団となり、地域資源や人材を活用しながら、コミュニティ・スクールの活動を充実させ、子どもたちの個々の能力や個性を伸ばすような学びや成長を支える特色ある教育活動を推進してまいります。

食育事業の推進と魅力ある給食の提供については、地元農産物など地場産品の活用を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、地域の産業や食文化を学ぶなど食の大切さを知る食育事業を推進してまいります。

また、安全・安心な給食の提供のため、適正な施設の維持管理や衛生管理の徹底、異物混入、生活指導管理表に基づくアレルギー対応などの安全対策を図ってまいります。

学びのための教育環境の充実については、特別な支援を必要とする子どもたちのために、教職員の専門性を高めるとともに、町単独の特別支援教育支援員を配置し学校における学習面や生活面を支えるなど、発達や特性に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

また、専門機関による発達支援事業を実施し、一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、「育ちの手帳」を認定こども園から訓子府高等学校まで活用し、切れ目のない一貫した支援の充実に努めてまいります。

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、就学に関わる機会均等を図るため、就学援助事業をはじめ奨学資金貸付事業を継続し、学びの環境の充実を図ってまいります。

訓子府高等学校の振興と存続については、本町唯一の高校である訓子府高等学校は、開校以来、地域の高等教育と有用な人材育成に大きな役割を担っており、高校を取り巻く厳しい状況の中で、町を挙げて地元高校の支援に努めてきたところです。しかしながら、少子化による中卒者の大幅な減少や北見地域の高校配置計画の影響により、近年は入学者が定員を大幅に下回る結果となり、今後の高校配置計画への影響が懸念されているところで

す。

教育委員会としましては、こうした状況を踏まえながら、「通学費助成・給食の提供・進路支援」など9つの振興対策に加え、コミュニティ・スクールによる「ふるさと教育（訓子府学）」での体験活動など、地域と連携・協働し地域とともにある高校づくりへの支援を行ってまいります。さらに、生徒・保護者・地域が興味・関心を持ち、「行ってみたい」「行ってよかった」と思えるように、本町の文化・芸術などの教育資源を活用し、訓子府高等学校の価値や独自性を高めるような魅力づくりを行いながら入学者確保に努めてまいります。

訓子府高等学校は、本町のまちづくりにとって重要な教育機関であり、北海道教育委員会や訓子府高等学校と協調・連携し、PTAや関係機関・団体と協力しながら全町一体となった訓子府高等学校の振興・存続に向けた取り組みを推進してまいります。

2点目に、「子育て支援」における取り組みについて申し上げます。

少子化や核家族化が急激に進み、さらにはコロナ禍により子育て環境が大きく変化している中、誰もが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりが求められております。

このため、子どもと子育て、家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応しながら、認定こども園・子育て支援センター・児童センターの子育て施設が連携を図り、新型コロナウイルス感染症への十分な対策を講じながら、子どもの成長を地域全体で支援する体制づくりに努めてまいります。

また、家庭と地域との連携を図りながら「第2期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちが心豊かに育ち、保護者などが喜びや生きがいを感じながら子育てできる環境づくりに努めてまいります。

子どもを育てる環境整備については、安心して子育てができるための支援の充実を図るために、乳児家庭訪問や成長に応じた子育て支援の教室、乳幼児健康診査、健康相談等の各種事業を実施してまいります。

子育て家庭への包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」により、関係機関と連携し妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の体制整備を図るとともに、「子育てアプリ」を効果的に活用し、子育てに関するさまざまな情報発信に努めてまいります。

乳幼児をもつ保護者の育児負担軽減とリフレッシュのため、「託児無料券」の交付事業を継続し、子育て支援センターと連携したきめ細やかな子育て支援を図ってまいります。

障がい児支援の充実、子どもの健康づくりについては、発達に関し支援が必要な子ども・家庭に対し、乳幼児健康診査や健康相談をはじめ、認定こども園などの子育て施設と連携した発達支援事業などにより、早期発見・療育を行い、一人一人の発達や特性に応じた、きめ細やかな支援体制や多様化する子育てニーズへの相談体制の充実に努めてまいります。

子どもの健康を守るため、各種健康診査や法定の予防接種のほか、インフルエンザ、おたふくかぜなどの任意予防接種や乳歯のフッ素塗布の助成を継続してまいります。

子育て支援センター機能の充実については、子育て支援センター「ひだまり」では、乳幼児期の子どもと親が交流を深める場として、誰もが参加しやすい各種行事や子育て講座を開催し、子育ての悩みなどを気軽に相談できる体制の充実に図り、子育て不安の解消に努めてまいります。

さらに、子育てボランティアの「メロンキッズ」と連携し、託児など一時預かり事業の充実を図り、育児負担の軽減に努めてまいります。

児童センター機能の充実については、児童センター「ゆめゆめ館」は、放課後や週末、学校休業日に安心して過ごせる場として、自由に活動や学習、遊びができる環境を整備し、子どもの健全育成に努めてまいります。

保護者の就労形態の多様化により利用児童や特別な支援を必要とする児童の増加に対応するため、子どもの特性に応じた支援体制の充実を図ってまいります。

3点目に、「認定こども園」における取り組みについて申し上げます。

乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの健全な心身の発達や人格形成の基礎を担う重要な時期であり、豊かな生活や遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長のための質の高い教育・保育の提供に努めてまいります。

また、幼児期の子どもたちが義務教育へ円滑に接続できるよう、認定こども園と各学校との連携強化を図ってまいります。

幼児教育・保育環境の充実については、木のぬくもりあふれる認定こども園では、はだし保育やリズム運動、自然との触れ合い、異年齢との交流などにより、年齢に応じた質の高い教育・保育を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止における新しい生活習慣の定着と、乳幼児期からの健康な体づくりや豊かな人間性、社会性を育てる活動の充実に取り組んでまいります。

近年、保護者の就労形態の多様化などから未満児の入園率が高まっており、必要な保育教諭を確保し安定した保育体制をつくとともに、保育教諭などの資質向上のために研修の充実を図り、保護者から安心して信頼される教育・保育の推進に努めてまいります。

発達に特性がみられる子どもを支援するために、保育補助員や支援員の配置を継続するとともに、関係機関と連携した発達支援事業を行い、きめ細やかな支援に努めてまいります。

子育て世帯の負担軽減として、国の制度による「幼児教育・保育の無償化」のほか、多子世帯を含む本町独自の保育料軽減などを継続し、安心して子育てできる環境づくりを図ってまいります。

食育では、子どもたちが主役となる食育活動を推進し、自園給食における地産地消を進めるとともに、食物アレルギー対策として、生活管理指導表に基づく対応を行い、安全・安心な給食の提供を行ってまいります。

地域における子育て支援については、地域に開かれた認定こども園として地域との交流を進め、子育て支援センターや関係機関と連携し「園開放」や「子育て懇談会」を開催するなど、地域の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

認定こども園と小中学校、訓子府高等学校の教職員や園児・児童・生徒との連携・交流を図るとともに、小学校への円滑な接続に向けた就学指導の連携体制を構築してまいります。

4点目に、「社会教育」における取り組みについて申し上げます。

少子高齢化や高度情報化が急激に進み、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域社会のつながりや支えあいが希薄化する中、生涯学習の果たす役割が大きくなってきております。

このため、人生100年時代を迎え、町民が心豊かな生活を送り、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るために「第2期社会教育中期計画」に基づき、学習や文化・スポーツ・地域活動を通じて、人と地域がつながり、絆を深め、生涯を通じて学び続けることのできる学習環境づくりに努めてまいります。

幼少年教育の充実については、人生の基礎をつくっていく時期である幼少年期については、子ども会やスポーツセンター、図書館などと連携した幅広い体験プログラムを実施するとともに、「放課後子ども教室」「通学合宿」などにより社会性や自主性を養い、さらに、居武士小学校区の「みつばちクラブ」に対する支援の継続・充実を図ってまいります。

子どもたちの安全・安心を確保するために、「子ども110番の家」「子ども安全パトロール」「ながら見守り」などの活動を地域ボランティアとも連携を図り、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進してまいります。

青年教育の充実については、さまざまな経験を重ね、視野を飛躍的に広げていく青年期については、拠点施設となる「青少年研修館」を活用し、地域に根ざした学習・文化・交流活動などを行っている青年団体への支援を行ってまいります。

また、地域のリーダーとなる人材の育成をめざす「産業後継者研修事業」などを通じて、地域で主体的に活動する青年活動を支援してまいります。

成人教育の充実については、仲間とともに主体的に多様な学習や活動を行う成人期については、学習ニーズや地域課題に対応した「公民館講座」や「くんねっぷの未来づくり大会」など多様な学びの支援を図るとともに、「くんねっぷ巡回講座」「わくわく地域づくり活動支援事業」などの町民が主体となった学習や活動への支援を継続し、各種団体・グループが主体的に活動できる環境づくりに努めてまいります。

高齢者の学習支援については、高齢期においては、培ってきた知恵と技を発揮するとともに、次世代へ伝承していただく時期であり、個々の能力や適性に応じた社会参加を促し、豊かな生活が送れるような学習支援に努めてまいります。

生きがいと仲間づくりの場として多くの高齢者に参加いただいている「若がえり学級」では、世代間交流や楽しく学ぶ活動への支援を行うとともに、スポーツセンターや福祉部門と連携して、健康で生きがいを持てるような学習機会の充実を図ってまいります。

公民館の運営・整備については、町民の文化活動の核施設である公民館では、誰もが自由に学習や文化・芸術などの活動・発表ができる場となるよう、ロビー開放や利用者懇談会などを開催し、町民が利用しやすい施設運営に努めてまいります。

また、令和4年度に開館40周年を迎えることから、記念事業に向けた準備を進めてまいります。

施設面では、大判プリンターの更新、駐車場区画線修繕を行うなど適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術活動の推進については、心の豊かさや潤いをもたらす文化・芸術活動については、「訓子府町文化芸術活動方針」に基づき、文化・芸術の関係者で構成するアート・タウン・プロジェクト企画委員会や関係機関・団体と連携を図りながら、多くの町民が文化・芸術に触れられる機会の確保に努めてまいります。

芸術を通したまちづくりをめざす「アート・タウン・プロジェクト事業」は、継続して武蔵野美術大学との連携を図りながら、彫刻作品の公開制作と設置、町民参加のワークシ

ョップ、対話型作品鑑賞会などを開催するほか、「観る」から「創る」へと町民の提案や町民が主体となったプログラムの取り組みを進めてまいります。

文化・芸術に親しみ発表する機会である「音楽の広場」「秋の文化祭」などを開催してまいります。また、歴史館を拠点とした郷土の歴史や生活文化を学ぶ講座を開催し、先人によって築かれ大切に守られてきた文化財の保存・活用を図ってまいります。

社会教育関係団体への支援については、社会教育関係団体の活動を支援するため、活動費助成と大会への派遣費助成を継続するとともに、団体活動の活性化を図るため、団体やサークルの交流、指導者の養成と研修機会の確保に努めてまいります。

図書館については、子どもから高齢者まで、生涯にわたって読書を楽しめる環境づくりに向けた指針であります「読書活動推進計画」に基づき、図書館サービスの充実に努めてまいります。

「ブックスタート」「絵本セット貸出」「絵本ライブの開催」など、乳児期から親子で楽しみ、本に親しむ機会を提供してまいります。

また、各小中学校へ図書館司書を継続派遣し、児童生徒の読書活動の充実に努めてまいります。

図書の宅配サービス、移動図書、高齢者への読み聞かせなどにより、幅広い世代が読書に楽しめる環境づくりを推進するとともに、デジタル資料サービスの第一歩として国立国会図書館が所蔵するデジタル資料の提供を開始するなど、利用者のニーズに合わせた図書サービスを進めてまいります。

「本のある生活を支える図書館」として、いつでも・どこでも・誰もが読書を楽しめる環境整備に努めるとともに、継続して新しい図書館整備に向けた準備に取り組んでまいります。

5点目に、「社会体育」における取り組みについて申し上げます。

近年、健康づくりに対するニーズや意識が高まっている中で、町民一人一人が心身ともに健康で自分らしい人生を送るため、世代やニーズに応じたスポーツ事業を充実させ、生活の中でスポーツが身近なものに感じるように、気軽に健康づくり・スポーツ活動に取り組めるような環境づくりに努めてまいります。

社会体育施設の整備充実については、社会体育施設については、安心して利用できる環境づくりのために、きめ細やかな維持管理を行い、運営の充実と計画的な施設整備を図ってまいります。

オープンから2年が経過したスポーツセンターは、町内外から多くの皆さまに利用していただいております。本町のスポーツと健康づくりの拠点施設となっております。

今後も利用者の年齢や体力に応じたスポーツ活動の場として、子どもから高齢者までが、いつでも気軽に楽しく利用できる施設運営に努めてまいります。

温水プールでは老朽化の著しい受電設備の更新を行い、屋内ゲートボール場では内部塗装を実施するなど、施設の長寿命化を図り、利用しやすい施設運営に取り組んでまいります。

また、芝生の屋外体育施設では、芝生の適正管理を行うとともに、定期的を実施しているパークゴルフ場の目土作業を実施し、安全で快適に利用できる施設運営に努めてまいります。

スポーツ活動の活性化については、スポーツセンターでは、運動指導で好評なスポーツインストラクターの配置を継続し、きめ細やかな体力や健康づくりに取り組むとともに、利用者ニーズを把握しながら利用の拡大を図ってまいります。

少年団やスポーツ団体などと連携した各種スポーツ・健康づくり教室を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代がスポーツに親しめる機会の充実に努めてまいります。

各スポーツ団体の活動と大会運営に対する助成や大会出場への派遣費、指導者養成のための研修費等の支援を継続するとともに、「スポセン通信」やSNSを活用したデジタル情報の配信など、スポーツや健康づくりに関する情報の発信を行ってまいります。

以上、令和3年度の教育行政に関わる主要施策について申し上げます。

町民の皆さまならびに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 4時10分